

平成19年度
食料・農業・農村施策
(案)

(第15回食料・農業・農村政策審議会用資料)

平成19年 4 月
農 林 水 産 省

目 次
平成19年度 食料・農業・農村施策

概 説

1	施策の背景	1
2	施策の重点	1
3	財政措置	4
4	立法措置	4
5	税制上の措置	4
6	金融措置	5
7	政策評価	5

I 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策

1	食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項	6
2	生産努力目標の実現に向けた施策	7
3	食料の需給に関する動向把握と情報提供	12

II 食料の安定供給の確保に関する施策

1	食の安全及び消費者の信頼の確保	13
2	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	19
3	地産地消の推進	20
4	食品産業の競争力の強化に向けた取組	20
5	食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障	22
6	国際協力の推進	23

III 農業の持続的な発展に関する施策

1	望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保	25
2	人材の育成・確保等	26
3	女性の参画の促進	27
4	農地の有効利用の促進	28
5	経営安定対策の確立	29
6	経営発展に向けた多様な取組の促進	30
7	経営発展の基礎となる条件の整備	32
8	農業生産の基盤の整備	34
9	自然循環機能の維持増進	36

IV 農村の振興に関する施策

1	地域資源の保全管理政策の構築	39
2	農村経済の活性化	39
3	都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進	41
4	快適で安全な農村の暮らしの実現	43

V 国際交渉への取組

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | W T O交渉における取組 | 47 |
| 2 | E P A／F T Aへの取組 | 47 |

VI 団体の再編整備に関する施策

- | | | |
|--|---------------|----|
| | 団体の再編整備に関する施策 | 48 |
|--|---------------|----|

VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 政府一体となった施策の推進 | 49 |
| 2 | 施策の工程管理と評価 | 49 |
| 3 | 財政措置の効率的かつ重点的な運用 | 49 |
| 4 | 的確な情報提供を通じた透明性の確保 | 50 |
| 5 | 効果的・効率的な施策の推進体制 | 50 |

概 説

1 施策の背景

我が国の農業と農村は、食料の安定供給はもちろんのこと、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を通じ、国民の暮らしにおいて重要な役割を担っているが、グローバル化の一層の進展、人口減少社会への移行等に伴い、「平成18年度食料・農業・農村の動向」で分析しているように大きな転換期を迎えている。

平成17年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率の向上に関する施策をはじめ、食の安全及び消費者の信頼の確保、新たな経営安定対策の確立、「攻めの農政」の展開、農村経済の活性化や都市と農村の共生・対流の促進など、今後、食料・農業・農村に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策等を明らかにしている。また、施策の計画的な推進を図るため、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成し、その的確な管理と必要に応じた施策内容の見直しを行っているところである。

特に、新たな経営安定対策の確立については、担い手を対象とした品目横断的経営安定対策の19年産からの導入に向け、第164回国会において関係法令が成立し制度的な枠組みが整備された。担い手の経営全体に着目した「戦後農政の大転換」ともいえる本対策の円滑な実施や、米政策改革推進対策の見直し、農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を図る取組への支援を一体的に推進し、国内農業のもてる力を持続的かつ最大限に発揮させていくことが重要となっている。また、アジア諸国の経済発展等を捉えた農産物・食品の輸出促進、農林水産業の新たな領域を開拓するバイオマスの利用の加速化など、従来の固定観念にとらわれない、創意工夫に基づいた意欲的な取組を積極的に後押しする「攻め」の姿勢での政策展開を一層力強く推進していく必要がある。

食料・農業・農村に関する施策は、現場に密着した政策課題であると同時に、国民の毎日の生活に深くかかわっている。このため、農政の推進に当たっては、生産現場の取組や消費者の声を積極的に反映させながら、透明性の高い政策運営により、国民の信頼と支持が得られる施策を推進していく必要がある。

本編は、以上の基本認識のもと、18年度における食料・農業・農村の動向を考慮して、19年度において講じようとする施策を取りまとめたものである。

2 施策の重点

「食料・農業・農村基本計画」の目標及び課題等の実現に向けて、食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開する。特に、新たな経営安定対策等農政改革の着実な実施、農産物の輸出促進やバイオマスの利活用等攻めの姿勢の施策展開を図るとともに、食の安全や消費者の信頼の確保、都市と農村の共生・対流の促進等を一層推進する。

（１）食料・農業・農村基本計画に基づく施策の具体化

担い手を対象とした新たな経営安定対策の導入、米政策改革推進対策の見直し、「農地・水・環境保全向上対策」の導入という三つの柱からなる政策改革を円滑に実施するため、関係機関・団体と連携・協力のもと、制度の周知、担い手の育成・確保等を図る。また、担い手へのさらなる施策の集中化・重点化を図るため、認定農業者向け資金の無利子貸付けや関係機関等による経営支援の窓口の一元化等の経営支援を総合的に推進する。

さらに、生産や流通等の各段階を通じた食料供給コストの縮減に取り組むとともに、経済事業改革等農協改革を推進する。

農業の体質強化を図るため、優良農地の確保、担い手への面的なまとまりのある農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消対策や企業等の農業参入等の取組を促進する。

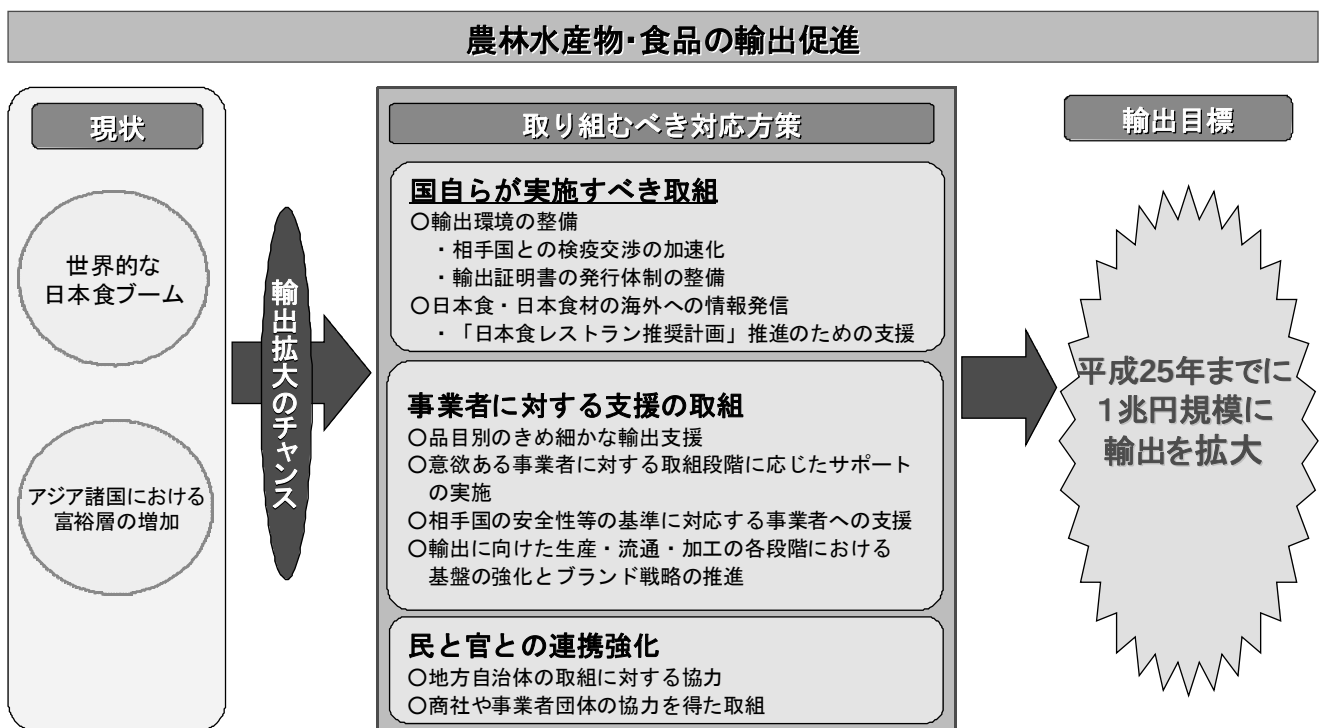
国民に対する食料供給に関しては、食料自給率の向上を目指し、消費及び生産の両面にわたる施策を推進する。

食品の安全確保については、国民の健康保護を最優先に考え、国民各層への情報提供や意見交換を図りつつ、科学的原則に基づいたリスク管理を徹底する。また、社会的ニーズを踏まえながら食品表示、J A S規格対策の推進に努める。さらに、「教育ファーム」等農業に関する体験機会の提供や「食事バランスガイド」の活用を通じた「日本型食生活」の普及・啓発など食育を推進する。

農村の活性化に向け、農村への定住、二地域居住、都市・農村交流等を通じ、居住者・滞在者を増やすための取組を総合的かつ機動的に支援する。また、関係府省が連携しつつ、鳥獣害対策の充実・強化を図る。

（２）「攻め」の姿勢での政策展開

我が国の高度な技術力を活用した新食品や新素材の開発、知的財産の創造・保護・活用により、新たな需要を創造して新産業分野の開拓を推進する。



農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模にするとの目標の実現に向けて、輸出環境の整備、品目別のきめ細かな輸出支援、日本食・日本食材の海外への情報発信等の具体的な取組を加速化する。

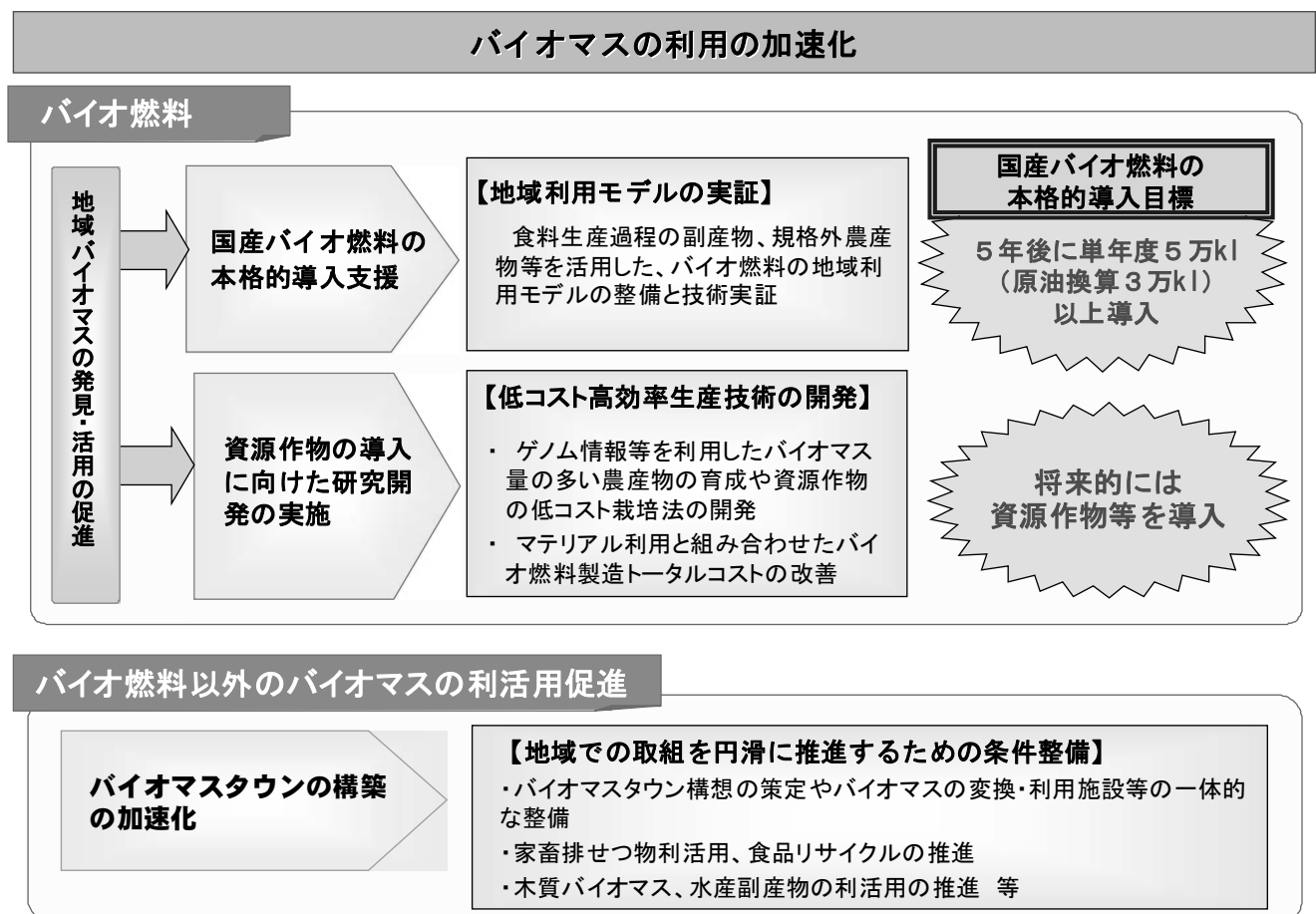
「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマスの利用の加速化を図る。特に、国産バイオ燃料については、その大幅な生産拡大に向け、地域利用モデルの整備・技術実証や、中長期的視野に立ち、稲わら、木材、資源作物等からエタノールを効率的に生産する技術開発を推進する。

また、東アジア市場を視野に入れた我が国食品産業の国際競争力の強化に取り組むとともに、団塊世代や若者など農業経験のない者の就農促進に向けた体験・研修、参入準備等各段階に応じたきめ細かな取組を支援する。

（３）国際交渉への取組

ＷＴＯ農業交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国の主張を反映した、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して、積極的に交渉に取り組む。

ＥＰＡ（経済連携協定）／ＦＴＡ（自由貿易協定）については、ＷＴＯを中心とした多角的な自由貿易体制を補完するものとして、「日本経済の進路と戦略」に則し、「守るべきもの」は「守る」との方針のもと、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、各国・地域との交渉に戦略的に臨む。



3 財政措置

「21世紀新農政2006」に基づく施策を重点的に推進するため、必要な財政措置を講ずることとし、平成19年度農業関係一般会計予算額は、総額2兆43億円を計上している。これにより、①担い手への施策の集中化・重点化等による経営構造の改革など国内農業の体質強化、②農林水産物・食品の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業の活性化、知的財産の創造・保護・活用のための取組支援、③国産バイオ燃料の本格的導入を目指したバイオマスの利用の加速化、④食の安全と消費者の信頼の確保、食育の推進、⑤「農地・水・環境保全向上対策」の本格的実施、定住、二地域居住、都市・農村交流等を通じた農山漁村の活性化等を図ることとしている。

また、19年度の農林水産業関係の財政投融资計画額は2,048億円を計上している。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,700億円となっている。

4 立法措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、第166回国会に以下の法案等を提出する。

- ・ 「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案」
- ・ 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案」
- ・ 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」
- ・ 「種苗法の一部を改正する法律案」
- ・ 「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」

5 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置を講ずる。

（1）農業経営・構造、農山村地域活性化対策

- （ア）「品目横断的経営安定対策」、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の交付金等についての特例措置（準備金及び圧縮記帳制度）の創設（所得税・法人税）
- （イ）平成18年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置の創設（所得税・法人税）
- （ウ）山村振興法に基づく認定法人が取得する機械・建物等にかかる特別償却制度の延長（法人税）

（２）バイオマスの利活用、食品産業の競争力強化

（ア）食品リサイクル制度の見直しにかかる再商品化設備等（食品循環資源再生利用設備）の特別償却制度の拡充（所得税・法人税）

（イ）特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の延長（所得税・法人税）

６ 金融措置

各種制度資金について、農政の抜本的改革に当たり、担い手のニーズに即した金融上のメリット措置を拡充する。また、政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、担い手の育成等の農政改革の推進に資するため、やる気と能力のある農業者がより強い経営体に発展するよう支援する。

ア 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫資金については、①平成19～21年度（集中改革期間）に借り受ける農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の無利子化、②経営体育成強化資金の貸付対象者に農業参入法人の追加、③不慮の災害やBSE、鳥インフルエンザによる被害、社会的・経済環境の変化等、民間金融機関による対応が困難な不測の事態に機動的に対応する「農林漁業セーフティネット資金」の創設等の措置を講ずる。

19年度の貸付計画額については3,500億円とし、円滑な業務運営に資するため、農林漁業金融公庫に対して、一般会計から419億円を交付する。

イ 農業近代化資金

19～21年度に認定農業者が借り受ける資金を無利子化するとともに、新規参入を支援するため、農業参入法人を貸付対象者に追加するなどの措置を講ずる。

ウ 農業改良資金

担い手による新たな技術や生産方式の導入等の取組を支援するため、地方公共団体の補助事業について補助残への貸付け等の措置を講ずる。

エ 農業信用保証保険

独立行政法人農林漁業信用基金に対して、農業者への資金の円滑な供給が図られるよう、保険引受に必要となる財務基盤の強化を図るなどの措置を講ずる。

７ 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進する。

I 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策

1 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

食料自給率向上協議会において、「平成18年度食料自給率向上に向けた行動計画」の取組実績等を踏まえつつ、平成19年度の行動計画を策定し、食料自給率向上に向け、関係者が一体となった計画的な取組を推進する。

(1) 食料消費

ア わかりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

一層多くの国民が、自らの食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、適正な食事の摂取量をわかりやすく示した「食事バランスガイド」を多様な媒体等を活用して国民へ周知する。また、中食・外食産業や小売業において、「食事バランスガイド」の活用を通じて、米を中心に水産物、畜産物、野菜、果実等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する。

さらに、地域における地産地消の実践的な計画の策定・実施を促す運動の展開を図るとともに、農業、給食、商工、観光業等が一丸となった地域全体の取組やこれら関係者を結び付けるコーディネーターの育成等を支援する。

イ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保

国産農産物が一層消費者から選択されるものとなるよう、生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取組を促進するとともに、食品表示やトレーサビリティ・システム（流通経路情報把握システム）を通じた国産農産物に関する情報提供を充実していく。

(2) 農業生産

ア 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

需要に即した生産を行う経営感覚に優れた担い手を地域の実情を踏まえて育成・確保するため、担い手に対して、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施する。また、これらの担い手が、地元消費者のニーズを把握するための交流活動や地場農産物の直売・加工等による地産地消、異業種の知恵を活用した技術開発や新規販路の開拓への取組を含め、主体性と創意工夫を十分発揮し、需要に即した生産に取り組める環境を整備する。

イ 食品産業と農業の連携の強化

国産農産物を活用した加工食品に対する関心が高まるなかで、食料産業クラスターの形成（食品産業・農業・関連産業による連携構築）を促し、地域食材を活用した新たな戦略食品の創出、食農連携に意欲的な食品企業に対する情報発信機能強化等の取組に対する支援を行う。また、加工・外食用需要に対応するため、国産農産物を安定した品質・数量で供給できる体制の整備を推進し、食品産業と農業の連携を促進する。

ウ 効率的な農地利用の推進

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、需要に即した国内農業生産が増大するよう、担い手への面的なまとまりある形での農地利用集積、新規参入の促進及び耕作放棄地の発生防止・解消を図る。また、農業生産基盤の整備、県域を越えたリレ

一方式による生産を推進する。さらに、効率的な農地利用を通じた飼料作物の自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料作物の生産や飼料用稲の新品種の開発、放牧の推進等に取り組む。

2 生産努力目標の実現に向けた施策

（１）国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

先進的な技術の導入等、農業生産に革新（イノベーション）をもたらす取組を推進する。また、消費者・実需者等の多様なニーズに対応し、一層の生産性向上に向けて、①施設園芸の脱石油化技術の導入、地域畜産新生システムの構築等全国的なモデルとなる革新的な取組、②需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質向上等を目標とする取組、③農畜産物の輸出や地産地消の取組等を推進し、産地における農畜産物の力強い生産供給体制を確立する。

（２）品目ごとの取組

ア 米

米政策改革大綱に示された米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、以下の取組を推進する。

（ア）担い手の育成確保と消費者・実需者ニーズに対応した稲作生産

- a 品目横断的経営安定対策の対象経営者に対する稲作の集積
- b 水稻直播栽培等の新技術の導入による担い手の規模拡大と生産性向上
- c 巨大胚芽米等の新形質米を活用した米の需要開拓
- d カドミウムの吸収抑制対策や残留農薬の検査

（イ）需給調整

- a 農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの定着

米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、品目横断的経営安定対策や担い手育成・確保運動との連携を図るとともに、産地づくり対策等の支援措置を活用し、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの定着を図る。

- b 基本指針の策定

米の需給動向、需給見通し、国の方針からなる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を年３回策定・公表し、需給に関する情報提供を行う。

- c 集荷円滑化対策

米穀安定供給確保支援機構が所有する米穀（現物弁済米）については、主食用米等の需給に影響を及ぼさないよう適正な販売を確保する。また、平成19年産米において豊作による過剰米が発生した場合には、当該過剰米に対して、区分出荷・保管の実施のために必要な無利子の短期融資を行う。

（ウ）助成制度

地域の特徴ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地づくり対策を実施する。また、本対策のなかで当面の措置として、米の価格下落等の影響を緩和するための地域の取組を支援す

る。

(エ) 流通制度

a 米穀安定供給確保支援機構

集荷円滑化事業、債務保証事業に加え、生産者・消費者への情報提供事業等の実施により、米穀の需給及び価格の安定を図る。

b 米穀価格形成センター

取引の透明性・公平性を確保しつつ、活発な取引を通じて実勢に即した価格が形成されるよう、取引当事者の創意工夫を活かした取引の実施を促進する。

イ 麦

(ア) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

a 生産者等から構成される産地協議会を組織し、認定農業者に対する麦作の集積、集落営農組織の育成・法人化を加速するとともに、生産性や品質の向上にかかる課題解決に向けた各産地の取組を計画的に推進する。

b 大規模乾燥調製施設等の産地における基幹施設の整備を推進する。

(イ) 実需者ニーズに合致した新品種の育成・普及

品種の開発段階から実需者を交えた品質評価等を行うとともに、普及に当たっては、試験研究、生産者団体、実需者が一体となって、新品種の特性に応じた栽培技術の確立、加工適性の評価を実施し、新品種の計画的な作付拡大を推進する。

(ウ) 需要に応じた高品質麦の生産

麦の品質評価基準の見直しに対応した産地における品質管理の強化、小麦から需要の多い大麦・はだか麦への麦種の転換等を推進する。

(エ) 需要に即した生産の推進

食糧法の改正等による新たな麦制度への移行を踏まえ、実需者のニーズに即した生産が進展するよう、民間流通連絡協議会において民間流通の仕組みの検討を進める。

ウ かんしょ・ばれいしょ

でん粉原料用いもについて、平成19年産から諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための新たな経営安定対策の導入に伴い、制度の円滑な運営が図られるよう適切な措置を講ずるとともに、次の諸対策を実施する。

(ア) かんしょ

a 低コスト化・省力化・高品質化を図るため、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成及び高性能作業機械の導入による機械化一貫体系の確立を推進する。

b でん粉原料用かんしょについては、他用途の需要動向に応じた計画的生産を推進する。

(イ) ばれいしょ

a 低コスト化・省力化・高品質化を図るため、収穫時にばれいしょに傷が付きにくい収穫機の導入等、機械化栽培体系の確立を推進する。

b でん粉原料用ばれいしょについては、でん粉に適した品種の作付けの推進、化工でん粉等新たな用途向けの国産でん粉の生産等、適切な措置を講ずるとともに、独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

エ 大豆

(ア) 大豆の産地改革の推進

a 実需者ニーズに即した生産、生産コストの削減、需要拡大等に向けた取組を進めるた

め、産地協議会が策定する産地強化計画等に基づく産地改革を推進する。

- b 品目横断的経営安定対策の対象経営者の経営発展を促進するため、生産拡大や規模拡大等に資する経営革新の取組を支援する。

(イ) 気象条件・土壌条件に応じた安定生産技術の普及

水田における大豆の生産について、天候不順等による収量の年次変動を克服するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において開発された気象条件や土壌条件に応じた湿害軽減技術等の安定生産技術の普及を推進する。

(ウ) 新たな流通体制のもとでの安定供給の確保

品目横断的経営安定対策の導入に伴い、廃止される大豆交付金制度における調整販売計画に代わり、生産者団体等による自主的な集荷・販売計画の策定とそれに基づく流通を推進する。また、周年安定供給に配慮しつつ、生産者・産地における品質改善に向けた取組の助長や安定的な需給関係の構築の観点から、流通ルートが多様化を推進する。

(エ) 大豆の需要拡大

- a 大豆に含まれる栄養素に関する啓発を図るとともに、国産大豆シンボルマークの普及・啓発による国産使用表示の定着を進める。
- b 地産地消を中心とした需要拡大を推進するため、学校給食等への導入、農協等による地場加工への取組を推進するとともに、「総合的学習の時間」の活動との連携・協力のもと、栽培体験ほ場の設置、加工体験教室の開催等を図る。

オ 野菜

(ア) 担い手を中心とした産地の体質強化

- a 契約取引の推進、需給調整の的確な実施、認定農業者を基本とする担い手を育成・確保する産地への重点支援を行う、新たな野菜価格安定制度・需給安定対策を実施する。
- b 担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の導入等を通じて、担い手を中心とした競争力の高い産地の育成を図る。

(イ) 加工・業務用需要を中心とした生産・流通対策の強化

- a 産地において皮むき、カット等の一次加工やパッケージングを行うための処理加工施設、定時・定量供給体制の構築に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を推進する。
- b 生産者・流通業者・実需者の連携のもと、有限責任事業組合等の枠組みを活用し、加工・業務用野菜の生産・流通経費を大幅に低減する供給システムの確立等を推進する。
- c 輸入野菜にシェアを奪われている品目について、国内で生産が可能な地域・品種・栽培技術等を調査・整理し、課題解決策の検討及び生産現場での実証等を行う。

カ 果樹

(ア) 新たな果樹対策の推進

品質の高い国産果実の安定供給体制の確立に向け、果樹産地構造改革計画に基づき、優良品目・品種への転換等に取り組む担い手を支援するとともに、一時的な出荷集中時における需給調整の強化を実施する。

(イ) 産地の生産供給体制の整備

国産果実産地の競争力強化に向けて、生産構造を改革し、特色ある産地を構築するため、園地や共同利用施設等の整備に対する支援を実施する。

(ウ) 国産果実の輸出振興

国産果実の輸出を促進するため、輸出に必要な情報の効率的な収集と共有化を図りつつ、

日本産果実マークを使用した輸出等、生産者団体等の積極的な輸出の取組を支援する。

キ 花き

- (ア) ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切り花の契約取引の導入等に必要な低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備等を支援する。
- (イ) 産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等に必要な種子種苗生産供給施設や、高品質生産技術の導入等による高級花き供給体制の構築のための高度環境制御栽培施設の整備等を支援する。
- (ウ) 花のあるライフスタイルの提案や生活向上のモデル的取組の普及を図るとともに、花きの生産・小売業者等との連携強化の促進等を行う。

ク 畜産物

- (ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を実施する。
 - a 肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための畜産業振興事業に対する補助等に充てるための交付金を独立行政法人農畜産業振興機構に対して交付する。
 - b 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等にかかる畜産の振興に資する施策を実施する。
- (イ) 国産畜産物の競争力強化を図るため、消費者等のニーズに対応し、一層の低コスト化、高付加価値化等に向けた、担い手を中心とする「攻め」の取組を支援する。
 - a 地域の核となる協業法人経営体の育成、新規就農のための研修施設、農協や公社等による離農跡地及び後継者不在農家における施設等の整備を推進する。
 - b 酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等支援組織の育成及び再編統合、規模拡大等に必要な施設等の整備を行う。また、産地育成のためのアクションプランの策定、専門家支援チームによる産地リーダー等への生産・経営技術指導等を推進する。
 - c 家畜改良増殖法等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に則して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進する。
 - d DNA解析技術やクローン技術を活用した育種改良手法の開発、受精卵の性判別技術の利用、牛の繁殖成績の改善に向けた調査・検討、インターネットを通じた飼養管理履歴等の情報提供等を推進する。
 - e 牛乳・乳製品については、乳製品工場の再編・合理化、集送乳の合理化を図るうえでの拠点となる大型貯乳施設の整備等を推進する。また、食肉・鶏卵については、高度な衛生管理の導入を促進するため、産地食肉センター及び中小規模の鶏卵生産者が共同で衛生処理を行うGPセンター（鶏卵格付包装施設）の整備を推進する。
- (ウ) 配合飼料価格が大幅に上昇した場合に、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図るため、配合飼料価格安定対策に基づく異常補てん交付金を交付する。
- (エ) 学校給食用牛乳供給事業を推進するとともに、カルシウムをはじめ牛乳・乳製品がもつ豊富な栄養分についての消費者に対する知識の普及等を支援する。
- (オ) 独立行政法人家畜改良センターに対して、①受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖、②飼料作物の種苗の生産・配布、③畜産新技術の実用化、④畜産技術者の養成と海外協力、⑤家畜改良増殖法に基づく種畜検査、⑥家畜個体識別システムの運

営等を行うため、運営費交付金等を交付する。

ケ 甘味資源作物

てん菜及びさとうきびについて、19年産から諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための新たな経営安定対策の導入に伴い、制度の円滑な運営が図られるよう適切な措置を講ずるとともに、次の諸対策を実施する。

(ア) てん菜

直播栽培技術の確立・普及や高性能農業機械等の導入による省力・低コスト化を推進するとともに、高品質で安定的な生産体制を整備するため、優良品種の育成・普及、土層改良等排水性及び作業効率の改善に向けた土地基盤整備等を実施する。

(イ) さとうきび

担い手農家への農地利用集積を図るとともに、農作業受託組織の活用や機械化一貫体系の確立の推進により、省力・低コスト生産体制を整備する。また、高品質かつ安定的な生産を推進するため、早期高糖性品種等の優良品種の開発や独立行政法人種苗管理センターによる原原種の生産・配付を行うほか、畑地かんがい施設の整備等を実施する。

コ 茶

特色を活かした茶産地を育成するため、新品種の導入を含む茶園の改植、基盤の整備、立地条件に即した機械化体系の導入、高性能製茶機械の導入等により、低コスト化・省力化・高品質化を図るとともに、安定的な生産体制を整備する。

また、国内外の消費者等から評価され、かつ、生産農家、加工・流通・小売業者らが容易に取り組める日本茶（緑茶）の品質管理認証システムを構築する。

サ 飼料作物等

(ア) 飼料作物等の生産拡大に向け、稲発酵粗飼料等の作付拡大や飼料用国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、飼料生産の組織化・外部化（コントラクターの活用、TMRセンターの整備等）のほか、食品残さ等の飼料化等の取組を支援する。また、飼料自給率向上戦略会議等において、19年度の行動計画を策定し、関係者が一体となって飼料自給率向上に向けた取組を推進する。

(イ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積や畜産主産地の再編整備等を通じた畜産の担い手の育成、草地の整備改良と公共牧場の条件整備、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進する。

(ウ) 耕種と畜産の連携を一層推進するため、水田における稲発酵粗飼料等飼料作物の生産、稲わらの利用等に対する取組を推進するとともに、粗飼料の需給に関する地理的な不均衡を解消するため、水田地帯で生産された飼料の広域流通を推進する。

シ その他地域特産物等

こんにゃくいも、そば、雑豆、いぐさ、畳表、繭等の地域特産物については、品質や加工度の向上等による付加価値の創出、機能性に着目した新規用途開拓により、産地の特色を活かした供給体制の確立を図る。また、その支援に必要な情報提供等を行う体制の整備、機械化・省力作業体系の導入、契約栽培の推進等を行う。さらに、効率的な生産体制を確立し、産地の構造改革を推進するため、生産から流通・消費にわたる各種取組を行う。

3 食料の需給に関する動向把握と情報提供

食料自給率及びその構成要素である食料消費、農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表する。

Ⅱ 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全及び消費者の信頼の確保

(1) リスク分析に基づいた食の安全確保

ア 食品安全に関するリスク評価の的確な実施

食品安全委員会においては、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に基づき、厚生労働省、農林水産省等から要請を受け、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を行うとともに、必要に応じ自らの判断によりリスク評価を行う。

イ 農場から食卓までの安全確保の徹底

(ア) 科学に基づいたリスク管理

リスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、情報の収集・分析、データ作成等の作業を行う。また、科学的原則に基づいたリスク管理を進めるため、科学的・統一的な枠組みのもとで有害化学物質・有害微生物の実態調査や、生産資材の調査・試験を行うとともに、競争的研究資金を活用した調査・研究を行う。

(イ) 生産段階における取組

a 生産資材の品質・安全確保

- (a) 農薬及び除草剤の販売者に対する巡回点検や検査・取締りの強化、農薬使用者等に対する農薬危害防止運動等により、適正な農薬の流通・使用・保管管理の徹底を図る。
- (b) 年間生産量が3万トン以下の農作物等（いわゆるマイナー作物）の農薬登録に必要なデータ作成を効率的に行うための支援等を行う。
- (c) 農薬の飛散及び散布量を低減する散布技術や、飼料の分析技術の開発等を推進する。
- (d) 農薬の登録状況、使用方法等の情報をデータベース化し、広く情報提供を行う。
- (e) 施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれのある農産物が生産される肥料を特定普通肥料として指定する。
- (f) 肥料及び農薬について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる的確な検査等を通じて、その品質・安全の確保を図る。
- (g) 飼料、飼料添加物について、基準・規格の設定・見直しを適切に行うとともに、国・都道府県・独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる飼料製造業者等への立入検査や巡回調査等の適切な実施により、その品質・安全の確保を図る。
- (h) 平成18年5月のポジティブリスト制度^{*1}の導入に伴い、制度の周知を図るとともに、農薬使用基準の遵守、農薬の飛散の影響を低減する対策、飼料添加物・動物用医薬品の使用方法の確認等の徹底を図る。また、飼料への農薬の残留基準や、動物用医薬品の使用基準等の設定・見直しを進める。
- (i) 動物用医薬品や抗菌性飼料添加物については、畜水産物への残留事故の防止及び薬剤耐性菌の発現リスクの低減化のため、食品安全委員会によるリスク評価の結果等に基づく、承認、指定の見直し等を行うとともに、動物用医薬品販売業者や飼料製造業

^{*1} 食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等（動物用医薬品及び飼料添加物を含む。）が残留する食品の流通等を原則として禁止する制度。

者、農家等に対し、基準・規格の遵守や適正な流通及び使用等を徹底する。

b 産地における取組

- (a) リスクの予測などの情報に基づいて調査対象の優先度等を定める「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、農産物等に含まれる有害化学物質及び有害微生物の実態調査を行い、調査結果等を踏まえて的確なリスク管理措置の検討を行う。
- (b) カドミウムやかび毒等の有害化学物質による農林畜産物の汚染を低減・防止するための栽培管理技術の評価・導入、自主検査体制の整備及び客土等の土壤汚染防止対策を実施する。
- (c) 都道府県等が実施する埋設農薬の無害化処理の計画の策定や周辺環境への悪影響の防止措置等の取組を支援する。
- (d) 適期・的確な病虫害防除に資するよう、病虫害の発生動向（発生予察情報）を農業者に提供する。また、環境に配慮しつつ病虫害の発生を抑制する総合的病虫害・雑草管理（I P M）の普及・定着を図るため、I P Mの技術に関する情報提供やモデル地域の育成等を行う。
- (e) 我が国未発生の病虫害の侵入を防止するため、病虫害の侵入警戒調査を実施する。また、我が国の一部の地域に発生しているアリモドキゾウムシ等の重要病虫害について移動規制等のまん延防止措置を講ずるとともに、根絶に向けた防除を実施する。
- (f) 国際的な動きを踏まえつつ、我が国における農産物の生産実態、気象条件等に対応したG A P^{*1}に取り組む産地・農業者の拡大、取組のレベルアップを促進する。
- (g) 地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、水産物の品質保持に資する施設の整備等、安全で衛生的な水産物の供給体制を整備する。

(ウ) 製造段階における取組

- a 国内に流通する食品の安全を確保し、食中毒等の健康危害の発生を防止するため、都道府県等を通じ、食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理の推進を図る。
- b 食品衛生に関する最新の科学的知見に対応するため、食品衛生監視員の資質の向上や検査体制の充実を図る。
- c 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を行う。また、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けた検討を行う。
- d いわゆる健康食品に関しては、制度の普及・啓発等に取り組むとともに、健康被害事例に対し迅速かつ適切に対応するための検討会を開催する。
- e 食肉の安全を確保するため、特定危険部位（S R M）の除去・焼却、B S E検査に努めるとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行う。また、ピッシングの中止に必要な設備整備等を行い、食肉の安全確保対策を推進する。

さらに、食肉の生産・処理工程でのH A C C Pシステムの考え方を取り入れた高度な衛生管理の導入を促進するため、産地食肉センターにおける施設整備を推進する。

*1 Good Agricultural Practiceの略。農産物の安全確保等のため、農業者・産地自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」をいう。

- f 水産加工場におけるHACCPシステムの導入を促進するため、小規模事業者支援のための品目別危害分析・管理実施指針の策定を行う。
- g 食品製造業におけるHACCPシステム等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進等により、食品の安全の確保を図る。
- h 「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、加工段階で食品中に生成する有害物質の実態調査や情報収集に努めるとともに、リスク低減に資する研究を推進する。

(エ) 流通段階における取組

- a 食の安全確保のため、卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアルの普及及び品質管理の高度化に資する施設の整備を推進する。
- b 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度については、意見交換会の開催、説明会への参加等を通じ本制度の周知に努めるとともに、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等について、食品安全委員会による食品健康影響評価の評価結果を踏まえた残留基準の見直しを進める。

(オ) 輸入に関する取組

- a 動物検疫について、家畜防疫官を適切に配置するなど検査体制の整備・強化に努め、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延防止に万全を期す。また、植物検疫については、病虫害の危険度評価に基づいた検疫措置を講ずることにより、我が国未発生の病虫害の侵入及びまん延防止に万全を期す。
- b 輸入食品の安全を確保するため、「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入時における重点的・効率的かつ効果的な監視指導を実施する。また、輸入者の自主的な衛生管理にかかる指導を実施するとともに、二国間協議や現地調査等を通じ、輸出国における衛生対策の推進等を図る。さらに、ポジティブリスト制度の着実な実施のため、輸入時の検査項目のさらなる拡充を図るとともに、検疫所の食品衛生監視員の増員や輸入食品・検疫検査センターの分析機器等のさらなる整備を行うなど、監視・検査体制の拡充・強化を図る。
- c 政府が輸入する外国産米・麦について、安全確保に万全を期するため、ポジティブリスト制度に対応した残留農薬等の検査を行う。

(カ) 家畜防疫体制の強化

- a 生産者に対する飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針の周知・徹底等により、飼養衛生管理の向上を図る。また、さらに高度な飼養衛生管理を推進するため、HACCPシステムの考え方に基づく農場での衛生管理に関する認証基準を策定する。
- b 人畜共通感染症等のリスク管理を適切に進めるため、サーベイランス（監視）の実施、新たな診断手法の実用化等の検討、海外でのリスク管理に関する情報収集の強化を行う。
- c BSE対策の実施
 - (a) BSE検査キットの購入費等に対する支援により、24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施する。
 - (b) BSEの感染経路を遮断するため、輸入検疫措置を徹底するとともに、検査・指導の実施等により、肉骨粉等についての飼料等利用にかかる規制を徹底する。
- d 高病原性鳥インフルエンザの発生について、徹底した監視を行うとともに、万一発生した際には、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場飼養鶏の殺処分及び汚染物品の焼却・埋却、発生農場周辺の移動制限等による防疫措置を的確

に進める。

- e コイヘルペスウイルス病等の魚病のまん延防止を図るため、養殖衛生管理技術者の育成・水産防疫技術の向上等を図る。

(キ) 遺伝子組換え農作物に関する取組

- a 遺伝子組換え農作物の食品や飼料としての安全性、我が国の生物多様性に及ぼす影響について、関係法令に基づき科学的な評価を行う。また、安全性未確認の遺伝子組換え農作物について、水際検査を実施するとともに、遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を把握するための調査を実施する。
- b バイオテクノロジー応用食品に関しては、コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国として、遺伝子組換え食品の安全確保のための国際規格・ガイドライン等の作成が円滑に進められるよう努める。

(ク) 国際基準策定への参画

食品の安全性等に関する国際基準の策定について、我が国の主張を反映させる観点から積極的に参画するとともに、国内関係者に対し、情報提供や意見交換を実施する。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食品安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性・透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換等を行うリスクコミュニケーションを推進する。

(ア) 食品安全委員会

リスク評価結果等について、関係者相互間のリスクコミュニケーションを行う。このため、ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じて情報を提供するとともに、関係行政機関とも連携を図りつつ、意見交換会等を実施する。また、地域型リスクコミュニケーションの推進を支援するため、地域の食品関係者を対象とした講習会の開催やリスクコミュニケーションの養成、教材の提供を行う事業を実施する。さらに、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じて国民から情報・意見を収集するとともに、リスク評価結果案等について、広く国民から意見・情報の募集を行う。

(イ) 厚生労働省

食品の安全等に関する施策について、消費者等に対する説明・意見の聴取のための意見交換会等を食品安全委員会、農林水産省及び地方自治体と連携しつつ開催する。また、地方自治体、消費者団体等の企画する意見交換会に参加し、リスクコミュニケーションの充実を図る。さらに、食品の規格基準の設定や監視指導計画の策定等に際し、その趣旨、内容等を公表し、広く国民等の意見を求めるとともに、施策の実施状況等食品の安全に関する情報をパンフレット、ホームページなどで公表・情報発信し、食品安全施策への理解と普及・啓発を図る。

(ウ) 農林水産省

- a 食品安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性・透明性を確保するため、意見交換会等を行う。また、地域に根ざした食品安全行政を促進させるため、地方農政局等が各地域で関係者との懇談会、意見交換会を行う。
- b 食品安全に関する情報をわかりやすく紹介したホームページの運営やメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信を行う。
- c インターネットアンケート調査を行うための「安全・安心モニター」を採用し、リス

コミュニケーションや情報提供を効率的に行うための調査を行う。

エ 危機管理体制の整備

食品の摂取により人の健康へ重大な被害が生ずることを防止するため、関係行政機関が連携して、緊急事態への対処や発生の防止に関する体制を整備する。

(ア) 食品安全委員会においては、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」をはじめとする緊急時対応マニュアルに基づいて、食品の摂取を通じて起こり得る緊急事態への適切な対応に努める。

(イ) 厚生労働省においては、「厚生労働省健康危機管理基本指針」、「食中毒健康危機管理実施要領」等に基づいて、食品危害の危機管理に努める。

(ウ) 農林水産省においては、緊急時対応訓練を実施し、訓練の結果を踏まえて、訓練マニュアルの作成、食品安全の緊急時対応にかかる指針等の改訂を行う。

オ 研究開発の推進

(ア) 行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫を向上させるため、競争的研究資金を活用して調査・研究を実施する。

(イ) 食品のリスク分析調査に関する研究、健康食品等の安全性及び有効性の評価、食品を介するBSEリスクの解明に関する研究、食品中の添加物・汚染物質・微生物・化学物質の対策に必要な研究、輸入食品の安全性等に関する研究等を推進する。

(ウ) 食品中に存在する重金属等、汚染物質への曝露状況を詳細に把握することで、今後のリスク低減のための方策を検討する。

(2) 消費者の信頼の確保

ア トレーサビリティ・システムの確立

食品事故発生時の原因究明や食品回収の迅速化、消費者への情報提供の充実を図るため、食品の流通経路情報を活用して食品を追跡・遡及できるトレーサビリティ・システムに関し、国産牛肉について制度が適正に実施されるよう監視活動を行うとともに、それ以外の食品についても、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進する。

(ア) 国産牛肉

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、制度が適正に実施されるよう監視活動を行うとともに、信頼性確保に向けたシステム開発を行う。

(イ) 国産牛肉以外の品目

各食品の特性を踏まえたシステム導入のために、品目別ガイドラインの作成やセミナーの開催等を行う。

イ ユビキタス食の安全・安心システムの開発

ユビキタス・コンピューティング^{*1}技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進めた、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システム（「食の安全・安心システム」）の開発・実証を行う。

ウ 食品表示・JAS規格の適正化の推進

^{*1} 至る所に存在するコンピュータ（パソコンや電子タグ等）がネットワークを形成し、利用者の周りの状況を把握・判断することで、利用者自身が意識しなくても物事を解決してくれる技術（「いつでも、どこでも、誰でも簡単にコンピュータを活用できる技術」）。

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境を整備する。また、既存のJAS規格を順次見直すとともに、新しいニーズに対応したJAS規格の制定・普及を進める。

（ア）わかりやすい食品表示の実現

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、「食品の表示に関する共同会議」において調査審議を行う。また、JAS制度のみならず食品表示全般について消費者の理解を広げるため、意見交換会の開催やパンフレットの配布など食品の表示制度の普及・啓発を推進する。

（イ）不正を見逃さない監視体制の整備

a 地方農政局等の職員による食品表示の監視指導等

全国の地方農政局等の職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、表示状況や表示根拠の確認、必要に応じて納入業者への遡及調査を行うなど徹底した監視指導を実施する。さらに、消費者の協力を得た取組として食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーの委嘱により情報収集に努める。

b 食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、DNA分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行う。また、既にDNA分析技術等が実用段階にある食品については、その技術を活用した食品表示の科学的検証を実施する。

（ウ）JAS規格の見直し

JAS法において5年ごとにすべてのJAS規格を見直すこととされていることを踏まえ、消費者の関心や国際的な規格の動向等を勘案し、必要な見直しを行う。また、規格ごとに規格項目や定義に関する分析の妥当性確認等を行い、規格の信頼性を高める。

（エ）新たなニーズに対応したJAS規格の制定・普及

消費者ニーズ等に対応したJAS規格制定のための調査検討、特定JAS製品の流通の拡大と消費者の購買活動につながる普及・啓発、登録認定機関の検査認証の信頼性を向上させるための研修会等を行い、新たなニーズに対応したJAS規格の制定・普及を進める。

エ 原料の原産地表示に関するガイドラインの普及・啓発の推進

「外食における原産地表示のガイドライン」に基づき、外食事業者における原産地表示への取組が適切に行われるよう、優良事例を活用した外食事業者の業種・業態ごとのパンフレットの作成等、ガイドラインのより一層の普及・啓発を図る。また、「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」に基づき、製造業者等における豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示の推進に向けた普及・啓発を行う。

オ 消費者への情報提供

（ア）健全な食生活を送れるよう、食品安全や「食生活と健康」について、親しみやすいホームページを作成する。

（イ）消費者相談の窓口である「消費者の部屋」等において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談に効率的に対応するとともに、消費者に対し、農林水産行政の情報提供及び啓発を行う。特に子どもに対しては、農林水産本省における子ども相談電話によ

- る対応を行うとともに、社会見学等のグループ学習を積極的に受け入れる。
- (ウ) 全国に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握する。
- (エ) 食品の価格の安定に資するため、小売価格の動向に合わせ、機動的な巡回調査を行う。

2 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

(1) 国民運動としての食育の推進

食育基本法及び食育推進基本計画に基づき、関係府省等が連携しつつ、家庭、学校、地域等様々な分野において国民運動として食育を推進する。特に、平成19年6月の「食育月間」では「第2回食育推進全国大会」の開催等の取組を行う。また、食育推進有識者懇談会を開催するとともに、食育に関する政策研究等を行う。

さらに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進することとし、乳幼児を中心とした実践的な調査研究や指導資料の作成を行う。

(2) 生産、流通、消費の各段階を通じた食育の推進

食育推進基本計画に基づき、生産、流通、消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、「日本型食生活」の普及・啓発等の取組を促進する。

ア 生産、流通、消費の各段階における食育実践活動の促進

中食・外食産業や小売業等において「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を推進する。また、学校給食における「日本型食生活」の実践を促進するためのフォーラムの開催や米飯給食メニューの開発等を実施する。さらに、都市部の児童・生徒等を対象とした農業体験学習や収穫された農産物を利用した料理教室等の取組を推進する。

イ 多様な媒体等を活用した食育の推進

重点地域においてポスター、リーフレット、雑誌、TV等を活用し、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の理解の促進を図る。

ウ シンポジウムやイベントの開催

消費者、栄養士・医師等を対象とする各種シンポジウム、食育優良事例コンクール等を開催する。また、マスメディアと連携し、「食事バランスガイド」や伝統的な食文化等に関するイベントを全国各地で開催する。

エ 地域における食育実践活動の推進

地域における「食事バランスガイド」の普及・活用の取組や「教育ファーム」の取組を支援する。

(3) 学校における食育の推進

各地域において、栄養教諭等が中心となって、学校と生産者が連携した学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協力した食育推進のための各種取組を実施する。また、栄養教諭の資質向上を図るための各段階に応じたモデル的な研修プログラムの作成、学校給食における平均栄養所要量等にかかる調査・研究、

学校給食衛生管理の基準改定等により、学校における食育の充実を図る。

3 地産地消の推進

消費者ニーズに対応した農産物の供給を促進するとともに、消費者の食に対する信頼の確保や生産者と消費者等の「顔が見え、話ができる」関係づくりを進めるため、各地域における地産地消の実践的な計画の策定を促すとともに、これに基づく取組を促進する。

- (ア) 農業、給食、商工、観光業等が一丸となった地域全体での地産地消の取組を推進する。
- (イ) 地産地消の取組の一環として、地場農産物の直売や加工等の取組を支援する。
- (ウ) 地産地消に取り組む際に参考となる情報・ノウハウの提供を行うとともに、農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結び付けるコーディネーターを育成する。

4 食品産業の競争力の強化に向けた取組

食農連携の推進による高付加価値食品の供給、東アジア各国への投資促進等による我が国食品産業の国際競争力の強化や生産資材・流通経費の低減を含めた食料供給コストの削減を図るとともに、環境対策や食品流通の効率化等を総合的に推進する。

(1) 食品産業の事業基盤の強化

ア 製造段階における技術開発の支援

地域における技術開発のための基盤づくり等に対する支援を行うとともに、地域食品のブランド化に不可欠な機能性の評価手法の研修等の技術支援を行う。

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

特定農産加工業者の経営改善を図るため、金融・税制上の支援措置を実施する。

ウ 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- (ア) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、新規用途事業等に必要な長期・低利の資金の貸付けを実施する。
- (イ) 農林水産関連企業の事業・産業再編及び農林水産関連中小企業の創業、経営革新、異分野新連携等を支援するための金融・税制上の措置を実施する。

エ 外食産業の振興

- (ア) 外食産業と農業の連携を促進し、国産食材の利用推進、食品の安定供給の確保を図るため、産地等における農業者、外食事業者等が参加した交流会や全国レベルでのシンポジウム等を開催するとともに、国産食材の利用・調達に関するニーズの発信等を行う。
- (イ) 外食事業者における原産地表示への取組が適切に行われるよう、外食事業者の業種・業態ごとのパンフレットの作成等、ガイドラインのより一層の普及・啓発を図る。

(2) 食品流通の構造改革の推進

ア 卸売市場の機能・連携強化等

- (ア) 卸売市場における品質管理の高度化及び卸売市場の再編・合理化を促進するとともに、そのために必要な施設整備等を推進する。
- (イ) 卸売市場の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を実施する。
- (ウ) 地域の拠点となる地方卸売市場の開設者が、他の卸売市場の開設者と連携または合併して、これらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行う。

イ 食品小売業の活性化

- (ア) 食品小売業において、コスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、農林水産物の産地の特徴、食育の知識等を消費者に適確に伝達する取組を支援する。
- (イ) 食品小売業や商店街の活性化を図るため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者・産地と連携して行う地域農水産物の付加価値を高めるための商品開発等を支援する。
- (ウ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等の金融機関を通じた長期・低利の資金の融通を実施する。

ウ 食品流通の効率化

- (ア) 効率的な食品流通体系の構築を図るため、電子タグを卸売市場を中心とする生鮮食品流通に導入した場合の最適な作業体系について実証実験を推進する。
- (イ) 卸売市場において、電子商取引システムを活用したダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みを開発し、取引業務や物流の簡素化によるコスト縮減の実証等を実施する。
- (ウ) 青果物等の長距離輸送コストを低減させる仕組みづくりに向け、モーダルシフトの推進等に向けた課題の抽出・整理を行う。
- (エ) 地方または大都市近郊の卸売市場における物流コストの削減と集荷力の向上を図るため、複数の卸売市場の連携による最適な物流システムの開発を支援する。
- (オ) 流通業務総合効率化事業の活用及び同事業に伴う政府系金融機関を通じた長期・低利の融資や財団法人食品流通構造改善促進機構による債務保証等の支援を行う。

（３）東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）の推進

「東アジアとともに成長・発展する」という視点に立ち、我が国食品産業の東アジア各国への投資促進等により、我が国食品産業の経営体質・国際競争力の強化等を図るとともに、現地の食生活・消費レベルの向上や農林水産業の発展に資する取組を実施する。

- (ア) 東アジア各国での投資促進に必要な情報の共有化・活用を図る。
- (イ) 海外現地法人等の技術者・経営者等の人材育成・確保を図るための活動を支援する。
- (ウ) 流通・加工等の技術に関する研究開発を推進する。また、開発された技術シーズの実用化モデルについて、現地での有効性の実証・定着を図る取組を支援する。

（４）食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

- (ア) 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を調査し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に基づく措置を実施する。
- (イ) 食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しを行うとともに、食品関連事業者、農林漁業者等が連携した「食品循環利用の環の構築」を図るため、食品リサイクル制度について見直しを行う。

- (ウ) 食品リサイクルの優良な取組に加え、リサイクル製品の評価・認証の仕組みやルールづくりを検討するとともに、新たな食品リサイクル制度についての普及・啓発を行う。
- (エ) より効率的な食品リサイクルを目指す実験的な地域の取組等を国が直接採択して経済性を実証し、地域における新たな食品リサイクルのビジネスモデルを提示する。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、ただ乗り事業者^{*1}に対する義務履行の促進、法的措置等を実施する。
- (イ) 容器包装リサイクル制度についての講習会の開催、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組の促進や再商品化義務履行マークの貼付のための実証実験等を実施する。

ウ その他環境対策の総合的推進

食品関連事業者に対する公害防止に関する情報提供、食品産業の温室効果ガスの排出抑制に向けた調査・分析、環境自主行動計画の追跡調査等を実施する。

5 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) 小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等に努める。
- (イ) 食料輸入の安定化・多元化に資するよう、アジア諸国等とのEPAの締結を通じ、輸出国における生産の安定を図るとともに、輸出規制、輸出税といった貿易阻害要因の除去等に努める。
- (ウ) 輸入の増加による農林水産業への影響を監視するため、必要な情報を常時収集し、輸入の増加によって国内生産に重大な損害を与え、またはそのおそれがある場合において緊急に必要なときは、セーフガードの発動その他必要な施策を実施する。
- (エ) 食料等の安定的な輸入のために、基幹航路やアジア地域における物流ネットワークの充実に資する国際海上コンテナターミナルの整備、穀物等のばら積み貨物の安定的かつ低廉な輸送のための多目的国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進する。

(2) 不測時における食料安全保障

- (ア) 国内外の需給動向を踏まえ、不測時の食料安全保障マニュアルの実効性を点検し必要に応じて見直しを行うとともに、食料供給の確保のための対策等について、普及・啓発を行う。
- (イ) 食料安全保障上重要と考えられる品目等について、主要輸入先国における生産・流通状況、我が国における在庫・輸入状況及び国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析並びに国民に対するこれらの情報の提供の充実・強化に努める。

(3) 適切な備蓄の実施

ア 米

政府備蓄については、100万トン程度を適正備蓄水準として、入札を基本とする買入れ・

^{*1} 再商品化の義務がありながら、その義務を果たさない事業者。

売渡しを通じ、円滑な備蓄運営を行う。

イ 麦

不測の事態に備え国全体で必要となる数量を、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月相当分とし、民間が保有する在庫水準を勘案のうえ、1.8か月相当分の政府備蓄を行う。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆の備蓄（平成19年度3.5万トン）を実施する。

エ 飼料穀物

飼料穀物の備蓄について、不測の事態に対処するため、とうもろこし・こうりゃんについては60万トンの備蓄を実施する。また、飼料用大麦については米とあわせた35万トンの備蓄を見直し、特例的な措置として、備蓄の全量を米に振り替える。

6 国際協力の推進

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力、資金協力及び食料援助を行うなど、国際協力の推進に努める。

（１）食料・農業分野における技術・資金協力

- （ア）国別援助計画の策定に当たり、食料・農業・農村分野における援助需要の的確な反映を図る。
- （イ）開発途上国からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、技術協力プロジェクト、個別専門家の派遣、開発調査等を行う。
- （ウ）開発途上国からの要請に応じ、国際協力銀行（JBIC）を通じて円借款の供与を行うとともに、一般無償資金協力、水産無償資金協力、食糧援助、貧困農民支援（旧食糧増産援助）等を行う。
- （エ）開発途上国における食料安全保障の確保、飢餓・貧困の削減、地球環境問題への対応及び農業交渉等における我が国の主張への理解や協力の促進に資するため、以下の事業を行う。
 - ① 食料・農業・農村に関する情報の収集及び開発途上国に適した農業技術の開発
 - ② 開発途上国の農民等の能力向上に向けた研修員の受入れ及び専門家の派遣
 - ③ 国際連合食糧農業機関（FAO）、世界食糧計画（WFP）等の国際機関が行う国際協力活動等に対する資金の拠出及び専門家の派遣
- （オ）EPAの締結を通じ、アジア諸国の農林水産業の発展による農村地域の貧困削減等に向けた国際協力の適切な実施に努める。
- （カ）WTO交渉の円滑な推進に資するため、主要課題となっているアジア・アフリカ地域におけるLDC（後発開発途上国）の開発に関して、農林水産分野における人材育成等の支援を実施する。

（２）国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- (ア) 近年の不安定な国際穀物需給状況のもとで、既存の援助枠組みでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を行う。
- (イ) 現在、アセアン＋３農林大臣会合のもとに実施されている東アジア地域における食料安全保障の強化及び貧困緩和に資する「東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクト」を引き続き支援するとともに、現物備蓄米の放出等の貢献を行う。
- (ウ) 世界の穀物需給の安定化に貢献するため、乾燥、塩害等の不良な環境に強い遺伝子を導入した小麦等を開発し、環境ストレスに関する国際特許を確保することにより国際的な優良品種の流通を促す。

Ⅲ 農業の持続的な発展に関する施策

1 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

(1) 担い手の明確化と支援の集中化・重点化

ア 担い手の明確化

(ア) 地域の実情に応じた担い手の育成・確保

地域の話合いと合意に基づき、将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動を強力に展開する。

具体的には、品目横断的経営安定対策や、野菜、果樹、畜産等の新たな対策の導入を踏まえ、行政及び農業団体が一体となって、これらの対策の対象者要件を満たす担い手の育成・確保に一層取り組む。

(イ) 認定農業者制度の適切な運用

認定農業者の認定及び認定後の指導等の促進を図るため、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」、「今後の担い手政策の推進について」を踏まえた市町村等の取組状況の把握を行い、認定農業者制度の適切な運用を図る。

イ 担い手への支援の集中化・重点化

農政の抜本的改革に当たり、平成19年度から21年度までの3年間を「集中改革期間」として、従来の発想を超えた斬新な手法で、担い手のニーズに即した支援を集中的・重点的に実施する。

(ア) 意欲ある担い手の育成・確保に向けた総合的な支援

各地域の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、経営相談・技術指導・法人化支援・農地の利用調整・担い手の組織化支援・再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に実施する。

(イ) 担い手に対する金融上のメリット措置の拡充

認定農業者が借り受けるスーパーL資金などを無利子で融通し、担い手の育成・確保を金融面から強力に支援する。また、担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みを創設する。

(ウ) 融資主体型補助の創設

地域合意を基本として、担い手の育成のために、農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等による総合的な支援対策を実施する。

(エ) 経営者組織の横断的な連携と民間ノウハウを活用した高度経営支援

意欲ある農業経営者の団体・組織がお互いの強みを発揮する新たな横断的連携体制の構築、民間ノウハウを活用した高度な経営課題への対応など新たな経営発展に資する支援を総合的に実施する。

(オ) 品目横断的経営安定対策加入者のさらなる経営発展の促進

規模拡大等を図る担い手に対し、麦・大豆等の作付拡大に必要な経費を助成するほか、大規模土地利用型農業に相応しい革新的技術の導入・普及のための現地実証を実施する。

ウ 経営構造対策等の推進

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図る

ため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び農業生産基盤等の整備を支援する。なお、本対策においては、地域の自主性や裁量性の確保に取り組むとともに、より高い目標を掲げて構造改革に取り組む地区を支援する。

（２）農作業受託組織の育成

- （ア）飼料生産にかかる労働負担の軽減や大型機械化体系での作業の効率化、低コスト化を図るため、コントラクターの育成、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合に必要な施設機械の整備を推進する。
- （イ）担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行うコントラクターの育成に必要な農業機械等の整備について支援するとともに、オペレーターの技能講習、地域の作業請負調整等を推進する。

２ 人材の育成・確保等

（１）農業における再チャレンジ

団塊世代、若者・女性等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談、体験・研修、参入準備から、就農後の定着までの各段階に対応してきめ細かな支援を講ずる。

ア 情報提供・相談段階における支援

キャンペーンの実施やホームページの開設により「人生二毛作^{*1}」や「スローライフ＆ジョブ^{*2}」を普及・啓発するとともに、職業としての農業への関心の高まりや多様化する就農希望者のニーズに的確に対応した効率的な就農相談・情報発信を展開する。

イ 体験・研修段階における支援

（ア）体験段階

子どもたちの農業・農村における「原体験」を通して農業に対する理解を深め、将来の就農につながるよう、各地で取り組まれている農業・農村体験学習の受入れに関する情報提供等を支援するとともに、農業法人における学生向けのインターンシップ、社会人のための１か月の農業就業体験を実施する。

（イ）研修段階

農業法人等における実践研修など、就農経路や技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修を体系的に実施する。

ウ 参入準備段階における支援

（ア）雇用就農の促進

団塊世代、若者・女性の円滑な雇用就農を促進するため、無料職業紹介、紹介予定派遣を実施するほか、農業知識等の能力評価制度による試験を段階的に実施する。

（イ）新規就農者の就農に必要な資金の融通

新たに就農しようとする青年等または当該青年等をその営む農業に就業させようとする

*1 定年後の団塊世代が培った能力等を活かしながら、田舎で再び活躍すること。

*2 田舎で新たな価値観と生活スタイルを確立して、農林水産業で再チャレンジすること。

農業法人等に対して、①農業の技術等を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金、②農業経営を開始するための機械・施設の購入等に必要な資金（農業法人等に対する貸付けは除く。）の貸付けを行う。

エ 定着段階における支援

新規就農者の就農定着に向け、技術・知識の修得度に応じた、きめ細かな技術・営農指導にかかる普及活動等を実施する。

オ 農業者へのアドバイザーとしての団塊世代の知見の活用

団塊世代等がもつ他産業で培った経験・能力を活用した農林漁業経営体の研修を実施することにより、団塊世代等のもつ能力を農林漁業の経営発展に発揮できる環境を整備する。

（２）高校生等の就農意欲の喚起

農業高校と農協等の地域の関係機関が連携し、バイオテクノロジー等先端的な技術・技能を取り入れた教育等を行っている学校を指定する「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」事業等を実施し、将来の地域社会を担う専門的職業人の育成に向けた取組を支援する。

（３）高齢農業者の活動の促進

高齢者の有する経験及び技能を、地域農業の活性化、担い手支援、集落営農への参画等に活かすよう、高齢者による活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を支援する。

ア 高齢者能力活用の促進

知識や経験が豊富な高齢者が担い手を様々な形で支援していけるよう、高齢者に対する普及・啓発や研修、高齢者層の取りまとめ役となる人材の育成等を実施する。

イ 農村における高齢者福祉対策の充実

農村の高齢者対策等における農協等の役割を適切に発揮するため、農協職員の研修、活動組織のリーダー育成等を図る。

（４）農業者年金制度の着実な推進

独立行政法人農業者年金基金において、農業者の老後に必要な年金等を給付することにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図る。また、農業者の確保のため、認定農業者等の担い手に対して保険料の軽減措置を行う。

３ 女性の参画の促進

（１）政策方針決定の場への女性の参画の促進

地域農業や地域社会に関する方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の女性役員や女性農業委員、女性認定農業者等の具体的な目標設定を推進するとともに、目標の達成に向けた普及・啓発活動を実施する。また、女性の能力向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成や男女共同参画に関する気運の醸成を図る。

（２）女性の経済的地位の向上と就業環境の整備

女性の農業経営における能力向上や女性の認定農業者の拡大に向けて、研修や普及・啓発、情報提供等の支援を実施し、女性の農業経営への参画の促進を図る。また、女性の起業活動のさらなる発展に向けて、研修や情報提供、資金の貸付け、施設整備等の総合的な支援を実施する。さらに、女性や後継者が意欲と能力を発揮できる就業環境を整備するとともに、その農業経営の改善を図るため、家族経営協定の活用事例等に関する情報提供等の普及広報活動を実施する。

（３）女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

女性の農業経営と育児等の両立を支援するため、託児機能や各種研修機能等を有する加工施設等の整備や農山漁村の子育て支援に関する情報提供等を実施する。また、農山漁村女性の活動分野の拡大を図るため、女性のネットワーク化を推進するとともに、女性が操作しやすいように配慮された農業機械のユニバーサルデザイン化技術の開発等を行う。

４ 農地の有効利用の促進

（１）担い手への農地の利用集積の促進

品目横断的経営安定対策の導入に伴い、その対象となる担い手の育成・確保を一層加速化させるとともに、それら担い手を効率的かつ安定的な農業経営へと発展させるため、集落における合意形成や農地保有合理化事業の利用等を通じ、担い手にとっての真のコストダウンにつながる面的なまとまりのある形での農地利用集積を重点的に促進する。

- （ア）集落の地権者等で組織する農用地利用改善団体等が、団体内での調整のうえ定めた面的集積促進プランに則して担い手への面的集積を実現した場合、その実績に応じて面的集積促進費を交付する。
- （イ）農地保有合理化法人が、担い手への農地集積の質的向上が図られるよう、農地の面的集積を要件として農地の買入れや小作料一括前払い等の事業を行う場合、当該事業に必要な資金を無利子で貸付ける。
- （ウ）認定農業者の育成・確保及び担い手の経営改善の促進に向けた農地の利用集積、農地情報の整備、農地監視活動、農地利用調整活動等を支援する。
- （エ）インターネットにより農地の売買・貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から広範に農地の貸し手・受け手を募集できる仕組み（農地マーケット）を構築する。

（２）耕作放棄地の発生防止・解消に資する施策

- （ア）農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会による指導、都道府県知事の調停・裁定制度、市町村長による耕作放棄地の緊急的な管理に関する措置命令制度等を活用し、地域の主体的な取組による耕作放棄地の発生防止・解消を促進する。
- （イ）効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施により農地の効率的な利用を促進するとともに、中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度の実施等を推進する。

(ウ) 耕作放棄地の活用を促進するため、地域における耕作放棄地の実態等の調査や援農ボランティアによる活動及び土地条件整備への支援を実施する。

(3) 農地の効率的利用のための新規参入の促進

農業の担い手が不足し、耕作放棄地の増加が懸念される地域において、農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手を育成・確保するため、特定法人貸付事業による農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進する。また、農業参入促進のための広報・相談活動、農地情報の提供、生産技術指導、施設整備などの支援を総合的に実施する。

(4) 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進等

優良農地の確保と有効利用を推進するため、都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進する。また、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用、効率的かつ安定的な経営体への農地の集積、農業生産基盤の整備等により、農地の保全・有効利用を促進する。

5 経営安定対策の確立

(1) 品目横断的経営安定対策の導入

我が国の農業の構造改革を加速化するため、土地利用型農業の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象として、意欲と能力のある担い手に限定した「品目横断的経営安定対策」を着実に実施する。

(2) 品目別政策の見直し

ア 米

米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、産地づくり対策のなかで都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策を行えるよう稲作構造改革促進交付金を交付する（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く）。

イ 麦

新たな麦制度への移行を踏まえ、実需者のニーズに即した生産が進展するよう、実需者、生産者等から構成される民間流通連絡協議会において民間流通の仕組みの検討を進める。

ウ 野菜

契約取引の推進、需給調整の的確な実施、認定農業者を基本とする担い手を育成・確保する産地へ重点支援を行う新たな野菜価格安定制度及び需給安定対策を実施する。

エ 果樹

新たな果樹対策として、果樹産地構造改革計画に基づき優良品目・品種への転換等の取組を行う担い手を支援する果樹経営支援対策を実施する。

オ 砂糖及びでん粉

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき、新たな砂糖及びでん粉の価格調整

制度の適切な運用を行い、輸入糖と国内産糖及び輸入でん粉等と国内産いもでん粉のバランスを確保しつつ、需要に応じた生産を推進する。その際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ生産者に対する支援が品目横断的経営安定政策へ転換されることとあわせて、さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための支援を実施する。また、国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業者に対して、最大限の合理化を前提とした支援を実施する。

カ 繭・生糸及び葉たばこ

繭・生糸については、契約生産による国産繭の安定供給体制の確立を通じ、養蚕農家の経営改善を図る。また、葉たばこについては、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買入れを行う。

キ 畜産

- (ア) 加工原料乳の生産者に補給金を交付する加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛の価格が低落した場合に子牛生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施する。
- (イ) 肉用牛肥育経営や養豚経営の安定を図るため、牛枝肉価格や豚枝肉価格が低落した場合に、生産者に補てん金を交付する肉用牛肥育経営安定対策事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業の対象者を認定農業者を基本として実施する。
- (ウ) 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定に関する法律」の適正な運用を行うとともに、鶏卵について、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行う。

（３）農業災害による損失の補てん

災害によって生じた経済的損失を補てんし、被災農家の経営の安定を図ることにより、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業生産力の発展に資するため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運営を推進する。

- (ア) 迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立、農業の実態を踏まえた共済目的の拡大、補償割合の引上げ等の措置を講ずる。
- (イ) 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講ずる。

６ 経営発展に向けた多様な取組の促進

（１）多様な経営発展の取組の推進

認定農業者等担い手の多様な経営発展を支援するため、「担い手育成総合支援協議会」が行う消費者ニーズの把握のための市場調査、高付加価値作物の導入に向けた実践活動、特産品加工技術の習得活動、販路開拓のための商談会の開催等の取組に対する支援を実施する。また、新商品や農業経営の新技术等に関する研究開発、経営アグリビジネススクールの開催及びＩＴを活用した農産物直売所の販売戦略高度化システムの開発等への支援を実施する。

（２）農業と食品産業との連携の促進

- (ア) 生産者と食品産業等の実需者が都道府県の区域を越えて連携して農産物を安定供給・確保する取組、複数の都道府県にわたる生産者が連携して生産・加工・販売施設等を整備する取組等の広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から支援を行い、競争力のある担い手を育成する。
- (イ) 食料産業クラスターの形成を促し、地域食材を活用した新たな戦略食品の創出、国産農産物の安定調達等の取組に対する支援を行う。また、加工・外食用需要に対応するため、国産農産物を安定供給できる体制整備を推進し、食品産業と農業の連携を促進する。

(３) 輸出促進対策の強力な推進

- (ア) 平成25年までに輸出額を 1 兆円規模にするという農林水産物・食品の輸出目標を達成するため、総合的な輸出戦略を策定する。
- (イ) 輸出環境の整備を図るため、検疫交渉の早期妥結に向けて相手国政府に働きかけを行うとともに、相手国が求める衛生基準等への対応を行う。
- (ウ) 日本食・日本食材の海外への情報発信を図るため、在外公館等において外国要人等に日本料理を提供する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施するとともに、「日本食レストラン推奨計画」の具体化に取り組む。
- (エ) 品目別のきめ細かな輸出支援を図るため、民と官が一体となって品目ごとの輸出実行プランを組み立てるとともに、品目ごとの戦略的な調査や広報活動を行う。
- (オ) 意欲ある事業者に対する取組段階に応じたサポートを実施するため、国内における輸出先駆者から情報提供を受けられる場や国内外における商談の場を提供する。
- (カ) 相手国の安全性等の基準に対応するため、技術的助言を行う専門家の派遣、衛生管理向上のための施設整備への支援を行う。
- (キ) 輸出に向けた基盤の強化とブランド戦略を推進するため、品質と安全性を科学と技術で裏打ちする G A P の取組、果実や和牛におけるマークの策定・普及の取組を推進する。
- (ク) 民と官との連携強化を図るため、商社や事業者団体の協力を得た取組を推進するとともに、国と地方自治体のイベントをあわせて開催する等の協力を行う。
- (ケ) 産地における海外需要に即した農畜産物の高品質化・生産量確保に必要な施設等の整備を支援する。
- (コ) 輸出を戦略的に進めるため、産学官連携による競争的資金を活用し、農林水産物等の輸出促進に資する技術開発を推進する。
- (サ) 独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）による貿易相談業務、海外市場調査、海外展示会への出展支援、地域における輸出への取組に対する支援を通じ、農林水産物等の海外販路開拓を支援する。

(４) 食料供給コスト縮減に向けた取組の促進

「21世紀新農政2006」に掲げられた食料供給コストを 5 年で 2 割縮減する目標に向けて、「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づき、生産と流通の両面における取組を着実に推進する。

7 経営発展の基礎となる条件の整備

(1) 生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及

ア 国民生活の向上に資する研究開発

(ア) 新産業分野の開拓に向けた研究開発

- a ゲノム研究やナノテクノロジー等の最先端技術を活用し、潜在的需要に合致した新たな食品や素材の開発を進め、新産業分野を開拓する。
- b 産学官連携のもとで、独立行政法人の有する技術シーズの実用化・産業化を図るため、遺伝子組換え技術を用いた機能性農産物の研究開発等を推進する。

(イ) 食料産業に関する国民の安全・信頼確保のための研究開発

- a BSEをはじめ主要な人獣共通感染症における家畜の診断・予防技術の開発に加え、病原体の感染・増殖・排出メカニズムの解明及び簡易・迅速診断法の実施する。
- b 抗菌性飼料添加物に頼らない畜産物生産技術及び動物用医薬品使用量低減のための畜産物生産技術を開発する。
- c 植物自身がもつ病害抵抗性や天敵誘因物質を利用した病害防除技術等、作物本来の機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発する。
- d 食品・農林水産物の生産から加工における危害要因の検出、食品表示の高度偽装防止、科学的根拠に基づく食品機能の新評価手法等にかかる研究開発を実施する。
- e カドミウム、ダイオキシン類、ドリリン系農薬等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生態系への影響評価、分解・無毒化技術の開発を行う。
- f 遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価に必要な研究開発、遺伝子組換え作物と一般作物との共存を図る技術開発、遺伝子組換え作物等に関する意識調査を実施する。

イ グローバル化に対応した農林水産業・食品産業を支える研究開発

(ア) 国際競争力を高める新技術の開発

- a 規模拡大に向けて重要な課題である労力分散と大幅な生産コスト縮減を実現するIT等を活用した低コスト栽培技術を開発する。
- b 良質な植物タンパク源である大豆の生産を安定させるため、ゲノム情報等を活用し、耐湿性の改善等、安定多収を実現する品種を開発する。
- c 輸入農産物との競争が激しい加工・業務用農産物について、画期的な特性を有する農産物を開発するとともに、これを低コストで安定供給できる生産技術を開発する。
- d 自給飼料の生産性やTDNを画期的に向上させる品種、省力的な収穫・調製技術を開発するとともに、自給飼料多給による畜産物生産技術を開発する。

(イ) 次世代を担う新技術等の研究

- a 産学官連携による競争的資金を活用し、農林水産物等の生産・加工・流通に至る現場に密着した試験研究の推進を図る。
- b 作物の生産性向上に資する基盤技術として、eDNA（土壌から直接抽出して得たDNA）の解析手法を取り入れた土壌生物性評価手法を開発する。
- c 水稻、麦類、大豆等の国が行うべき主要な品種改良試験を適当な公的試験研究機関等に委託して実施する。
- d 育種や新たな農林水産物の開発等に資するゲノム情報等を効率的に提供できるよう、

農林水産生物ゲノム情報等を統合し、効率的な利活用システムを構築する。

- e 生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、産学官からの提案公募による基礎的・独創的な研究を実施する。
- f バイオ産業の活性化を図るため、産学官における研究開発能力を結集し、異分野研究者が共同して行う融合研究を通じた画期的な技術開発を推進する。

(ウ) 国際的取組

- a 国内外の食料需給の安定や世界の水問題の解決を目指し、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と予測を行い、対策シナリオの策定を進める。
- b 海外との共同研究の促進や研究に携わる我が国若手研究者の育成を図るほか、アフリカ農業研究者の能力構築を支援するなど、国際共同研究を推進する。

ウ 革新的な未来農業技術を核とした生産性の向上

季節や天候の制約を受けず安定的な野菜生産が可能な植物工場を低コストで設置・運営する技術や、大幅な環境負荷の低減に資するＩＴを活用した精密農業技術等を核とした革新的技術の実証・確立を図ることにより、未来農業の構築を推進する。

エ 各種技術の産地への導入

生産現場のニーズに直結した以下の技術の導入等を推進する。

- (ア) 麦の実需者等のニーズに応じた新品種の育成・普及、成分規格に応じた仕分・出荷等
- (イ) ガス燃焼により発生する電気・熱・二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等に対応した施設野菜の生産・出荷体制の導入による石油消費量の低減
- (ウ) 改植等による優良品種の導入やマルチドリップ栽培等による果実の高品質化
- (エ) カテキン類や各種アミノ酸等茶の機能性成分を十分に活かせる分析・加工・製造技術、緑茶飲料の原料等実需者ニーズに即した新たな茶葉の加工・製造技術の導入等
- (オ) 搾乳ロボット、自動給餌装置等を組み合わせた省力型高度畜産経営管理システムや、ほ乳ロボットを活用した早期離乳等の導入、ＤＮＡ解析を利用した家畜改良手法の検討や受精卵移植技術の確立等による家畜改良の効率化等

オ 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手の育成、産地の育成、食の安全確保等を図るため、農業改良助長法に基づき、地域の特性に応じた技術の普及を推進する。また、産学官連携による革新的技術の導入支援、知的財産権の保護・活用に関する普及・啓発体制の整備等により、普及事業の高度化を推進する。

(２) 新品種等の知的財産権の保護・活用

- (ア) 研究成果の国内外における権利化等を促進するとともに、独立行政法人の保有する特許権等を企業等へ技術移転し実用化を図るＴＬＯ（技術移転機関）の活動を強化する。
- (イ) 植物新品種保護国際同盟（ＵＰＯＶ）における品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の作成・見直し、ＵＰＯＶ加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮、優良品種の開発・普及の促進等を図る。
- (ウ) 権利侵害に対する民事訴訟上の救済措置を円滑化するための規定の整備、権利侵害に対する罰則の引上げ、品種登録表示の適正化等を内容とする種苗法の改正法案を第166回国会に提出する。

- (エ) 育成者権行使のための環境整備として、DNA品種識別技術の開発、分析手法のマニュアル化、民間企業等への技術移転を行うほか、品種保護Gメンによる品種類似性試験や育成者権侵害状況記録の作成を実施する。また、植物品種保護戦略フォーラムへの情報提供や助言等を実施するほか、育成者権保護官民合同ミッションを派遣する。
- (オ) 主要農作物（稲、麦類及び大豆）の種子について、品質の向上と安定的な生産供給体制の確立を図るため、種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進する。
- (カ) 飼料作物等について、優良品種種子の安定的な供給と普及等を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及等を推進する。
- (キ) 和牛について、遺伝資源の保護・活用を図るための取組を推進する。

（３）技術と知財の力による新需要・新産業の開拓

産学官の連携により、我が国の技術力を活かして新食品や新素材を開発し、知的財産権の活用により新しい需要を創造して新産業分野を開拓するため、以下の施策を推進する。

- (ア) 新食品・新素材の画期的な利用方法に関する情報を企業や産地に提供するとともに、先進的な研究成果をもつ独立行政法人、商品化の中心となる民間企業、新食品・新素材の原料を生産・供給する産地の最適な組み合わせによる新需要創造協議会を育成する。
- (イ) 原料に一定の機能性成分が含まれることを保証するシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と区別して消費者に届けるシステムを確立する取組を支援する。

（４）農業生産資材費の低減及び高性能農業機械の開発

ア 農業生産資材費の低減対策等

- (ア) 農業生産資材費を低減させるため、農業法人等担い手を対象としたモデル地区を設定し、肥料、農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術の導入、組合せを核とした生産資材の合理的利用体系の確立を図る。
- (イ) 肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、関係団体及び都道府県が策定した「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組を推進する。

イ 高性能農業機械の開発等

- (ア) 革新的技術による農業生産性の向上や農業経営の改善を図るため、省力・低コスト生産、農薬飛散の防止等の環境負荷の低減、汎用性のある飼料収穫技術による自給飼料の増産に資する、生産現場のニーズに即した高性能農業機械の開発を推進する。
- (イ) 農作業事故を防止するため、型式検査合格機や安全鑑定適合機の普及を推進するとともに、農業者に対する農作業の安全意識の啓発等を行う。

８ 農業生産の基盤の整備

（１）農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

- (ア) 面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する。
- (イ) 特色ある地域の営農ビジョンに即し、水田の汎用化等を推進する。

- (ウ) 高生産性農業の促進及び農産物物流の効率化を図るため、地域の実情に応じた弾力的な計画・設計への取組を強化しつつ、農道の整備を推進する。
- (エ) 農業生産条件が不利な中山間地域において、等高線区画を採用したほ場整備や地形に応じた農道の整備等、地域の立地条件に即した農業生産基盤の整備を実施する。
- (オ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積や畜産主産地の再編整備等を通じた畜産の担い手の育成、草地の整備改良、公共牧場の条件整備、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進する。

(2) 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

ア 基幹水利施設等の既存ストックの有効活用の推進

- (ア) 既存の農業水利施設を有効活用し、施設のライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断調査を行い、効率的な施設の更新整備等を計画的に行う。
- (イ) 都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行するなかで、米政策改革に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備する。
- (ウ) 農業水利施設の更新とあわせた農業用水の再編による都市用水の創出や農業集落の防火・消流雪、生態系・水質保全等の地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行うとともに、農業水利施設保全のための非農家も含む管理体制を構築する。
- (エ) 畑地帯における農業水利施設を整備するとともに、担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、畑地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施する。

イ 農地等にかかる総合的な防災対策

- (ア) 自然災害に起因したため池等の被災を防止するため、緊急度等に応じた計画的なため池等の整備を実施する。
- (イ) 自然災害に起因した地すべりによる農地等の被害の除去や軽減を図るため、地すべり対策を実施する。
- (ウ) 農地等の湛水被害の防止、土壌浸食の防止、土壌汚染の除去、農業用排水の汚濁の除去等、農業生産基盤に関する災害を防止するため、農地防災対策を実施する。
- (エ) 津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施する。
- (オ) ハードとソフトの一体的な対策による農地災害防止等の観点から、ため池等の土地改良施設にかかる災害予測や防災情報を迅速かつ確実に伝達するシステムの整備を推進する。

(3) 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

- (ア) 豊かな田園自然環境を形成するため、市町村が策定する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランを踏まえ、農村環境の総合的な保全・形成に配慮した基盤整備を実施する。
- (イ) 生態系の保全や良好な景観形成のための新たな調査計画手法の開発を図る。
- (ウ) 田園地域における自然再生の視点に基づく環境創造型の整備等を実施する。

(4) 効率的・効果的な事業の実施

- (ア) 事業評価の透明性・客観性を一層向上させるため、新たな費用対効果分析手法や事前評価における多段階評価方式の本格導入を図る。
- (イ) 農林水産公共事業を効率的に進めるため、「コスト構造改革プログラム」を推進し、平成14年度と比較し19年度までに、総合コスト縮減率で15%の縮減を目指す。

9 自然循環機能の維持増進

(1) 環境規範の実践と先進的取組への支援

ア 環境規範の普及・定着

農業生産関連の各種補助事業等において、環境保全のために農業者が最低限取り組むべき「農業環境規範」の実践を求めるなど、「農業環境規範」の普及・定着を推進する。

イ 先進的取組への支援

農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図るため、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等への支援を実施する。

ウ IT活用型営農の構築

精密農業技術の導入により、経営の効率化と大幅な環境負荷の低減を実現するIT活用型営農の構築を推進する。

(2) 持続的な農業生産の推進

ア 持続性の高い農業生産方式の導入促進

(ア) 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対して金融上の支援措置を実施する。また、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を実施する。

(イ) 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業推進計画の目標の達成に向けて、基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施する。

イ 有機農業の推進

「有機農業の推進に関する法律」に基づき、有機農業者等の支援、技術開発等を実施する。特に、有機農業に資する技術の実証と体系化、成果の普及を推進する。

ウ 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を徹底し、バイオマス資源として、その利活用を推進するため、家畜排せつ物の利活用施設やたい肥の還元用草地及び周辺施設の総合的な整備のほか、良質なたい肥生産技術の普及や農業者団体等によるたい肥利用のモデル的な取組への支援等を実施する。

エ 耕畜連携等による循環型畜産への転換

(ア) 耕種と畜産の連携による稲発酵粗飼料等の生産・給与や稲わらの収集・供給を支援するとともに、収集調製機械施設の整備等を推進する。

(イ) 濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さなどの未利用資源の飼料

化にかかる技術情報等を普及するとともに、飼料生産システムを構築し、安全性及び品質の改善に配慮した未利用資源の飼料利用を効率的に進める取組を推進する。

（３）バイオマス利活用の推進

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、バイオ燃料等バイオマスの利用の加速化を図る。

ア 国産バイオ燃料の利用促進

（ア）平成19年２月に関係府省から成る「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議^{*1}」において作成した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表に基づき、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を推進する。

（イ）国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、地域における原料の調達から燃料の製造・供給・利用まで、地域の関係者一体となった実用的規模での取組を支援し、23年度に単年度で5万klの導入を目指す。

（ウ）バイオ燃料向け資源作物の育成と低コスト栽培技術の開発、木質バイオマスや稲わら等の非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術開発を進める。

（エ）二酸化炭素排出量の削減等のため、バイオガспラントから産出されたガスをメタンガスに精製し、トラクターや住宅等の燃料として多角的に利用する実証実験等を行う。

イ 地域での取組を円滑に推進するための条件整備

（ア）地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、活用するために、地域における実地調査、シンポジウム等による普及・啓発、地域の取組の核となる人材の育成等を行う。

（イ）バイオマスタウンの実現に向け、地域に豊富に存在するバイオマスを製品やエネルギーに変換して利用するシステムの構築を支援するとともに、そのためのモデルプランを作成する。

（ウ）メタン発酵等の既存の技術を地域の特性に応じて最適に組み合わせたバイオマス利用モデルを構築するための実証・評価研究を行う。

（エ）バイオマスプラスチック容器包装について、販売から回収、再商品化までの実証試験を行い、その結果を用いた環境負荷低減効果の検討等を行う。

ウ アジア等海外との連携に関する戦略の推進

アジア諸国と連携した技術支援や共同開発研究等のプロジェクトの創出に寄与するため、バイオマスの利活用事例の調査分析等を通じ、アジア諸国の関係者間におけるバイオマス利活用に対する認識や情報の共有、人的ネットワークの構築を進める。

（４）農業分野における地球環境対策の充実

ア 地球温暖化対策の推進

（ア）二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減対策の推進や地球温暖化適応策の検討を行うとともに、国際協調を図りつつ、次期枠組みの構築に向けた取組を推進する。

このうち、温室効果ガスの排出削減対策については、バイオマスの利活用を推進するとともに、施肥量の適正化や環境保全型農業の推進、省エネルギーに資する農業施設・機械の導入や農産物輸送における物流の効率化等を図る。

^{*1} 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の１府６省の局長レベルで構成。

特に、施設園芸においては、省資源・脱石油型施設園芸への転換を図るため、新たに、エネルギーの利用効率を大幅に高めるトリジェネレーションシステム（ガス等の燃焼により発生する電気・熱・二酸化炭素を利用するシステム）の導入を図る。

（イ）京都議定書に掲げられた目標の達成に資するため、農林水産生態系における炭素循環モデルの開発等の地球温暖化防止に向けた研究を推進する。

イ 生物多様性保全施策の推進

（ア）生物多様性国家戦略の見直しも踏まえ、環境保全型農業の推進や農業農村整備事業の実施に当たっての環境配慮の徹底等、農林水産分野における生物多様性保全に資する総合的な施策を推進する。

（イ）「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え農作物等の生物多様性影響評価を実施する。また、その的確な運用を通じて、我が国の生物の多様性を確保する取組を推進する。

ウ オゾン層破壊物質の削減

現在、不可欠用途（農薬）として用いられている臭化メチルの製造量及び使用量について、「臭化メチルの不可欠用途全廃のための国家管理戦略」に基づいた一層の削減を目指し、代替薬剤及び代替技術の開発・普及を推進する。

エ 環境報告書の公表

環境報告書を作成し、国民に対して農林水産分野における環境保全の方針や取組に関する情報を発信する。

Ⅳ 農村の振興に関する施策

1 地域資源の保全管理政策の構築

（１）農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を支援する。また、資源の保全管理施策と一体的な施策として、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する。

（２）良好な農村景観の形成等

- （ア）農山漁村活性化に向けた総合的な取組の一環として良好な農村景観の形成を積極的に推進する。
- （イ）農村特有の良好な景観を保全、形成、再生するための取組を支援するため、地域関係者等の意識の向上や人材育成を促進する取組等を推進する。
- （ウ）棚田等を含む農村特有の良好な景観の形成を促進するため、景観農業振興地域整備計画に基づき、景観と調和した農業的土地利用を誘導するなど計画的な土地利用を推進する。
- （エ）景観法の制定やゆとり・やすらぎを求める国民ニーズの変化を踏まえ、豊かな自然環境や美しい農村景観に恵まれた活力ある農村づくりに向けたモデル整備計画の策定を行う。
- （オ）良好な農村景観の再生・保全を図るため、土地改良施設の改修等を推進するとともに、これらに対する技術的な支援を行う。
- （カ）良好な農村景観の形成及び豊かな自然環境の保全・再生を推進するため、地域密着で活動を行っているＮＰＯ等に対する支援を実施するとともに、自然再生活動上の新たな課題に対する技術的支援を行う。
- （キ）渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟等湿地帯の保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度の増加等の自然再生事業を推進する。
- （ク）河川やその周辺部の水域において、魚類等の生息環境の改善及び人と自然がふれあえる地域整備の促進のため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差解消や魚のすみか・避難場所（ワンド、ビオトープ^{*1}）の創出等、魚がすみやすい川づくりを推進する。

2 農村経済の活性化

（１）農山漁村活性化に向けた総合的な取組の推進

*1 動植物が恒常的に生活できるように造成・復元された小規模な生息空間。

- (ア) 農山漁村における定住・二地域居住や都市と農山漁村との地域間交流の促進により農山漁村の活性化を図ることを目的とした「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案」を第166回国会に提出する。これにより、都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進や良好な農村景観の形成の観点も含め、農山漁村の活性化を図るため、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を創設する。
- (イ) 農山漁村活性化に向け、関係府省の連携や「オーライ！ニッポン会議」との連携を図りつつ、総合的な取組を推進する。

(2) 地域の特色を活かした多様な取組の推進

- (ア) 地域住民等の多様な主体の参加のもと、個性ある地域づくりの実現を支援するため、複数市町村等を対象とした農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進する。
- (イ) 農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな取組により地域を活性化させている先駆的事例を全国に発信・奨励し、農山漁村において「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組を推進する。
- (ウ) 地元企業等による農村の地場資源等を活かした新分野への事業拡大や異業種連携の促進等、多様な主体による地域連携活動を進めるため、NPO法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組に対して支援する。

(3) 経済の活性化を支える基盤の整備

- (ア) 農村地域の基幹産業である農業の振興を図るための基盤として、農道を整備し、農業の生産性の向上及び農産物輸送の効率化を促進する。
- (イ) 社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るため、道路整備については、「社会資本整備重点計画」に基づき、供用目標と進捗目標の明示や国民と協働する道路行政マネジメントの推進等により、透明性を高めながら効果的かつ効率的に推進する。
- (ウ) 農村における多様な産業の振興に寄与し地方部の経済・社会を支える、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進する。地方道については、限られた予算のなかで必要な整備水準を確保するため、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進し、交通条件が厳しい奥地等では、産業の振興や生活環境の改善のための基盤となる道路整備を図る。
- (エ) 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、高速自動車国道の追加インターチェンジ（スマートインターチェンジ（ETC専用）等）の整備を推進する。
- (オ) 集客力が低下し、不振に陥っている商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上や交通利便性の確保等にかかる道路整備を推進する。
- (カ) 農産物の輸送において大きな役割を担う海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化・高速化等に対応するとともに、陸上交通機関と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな（継ぎ目のない）複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進する。

(4) 中山間地域等の振興

ア 農業その他の産業の振興による就業機会の増大・定住の促進

- (ア) 地域の特性を活かした新規作物等の導入や高付加価値型農業を推進するとともに、

就業機会の確保を図るため、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等の導入、地域の多様な資源を活用した産業の育成を促進する。

(イ) 過疎地域市町村が実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取組を支援するとともに、地域資源を有効に活用し、人・文化・情報等の交流を支援する「地域間交流施設整備事業」を実施する。

(ウ) 過疎化や高齢化がより進行している中山間地域の実情に即して、農業生産基盤とあわせて農村生活環境の整備を総合的に行い、農業の生産活動の持続と農業・農村の活性化を図る。

イ 中山間地域等における多面的機能の確保

(ア) 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組が促進されるよう、中山間地域等直接支払制度を継続的に実施する。

(イ) ふるさとではぐくまれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。

ウ 鳥獣害対策の推進

(ア) 各地域で一体となって取り組む侵入防止柵の設置等による自衛体制の整備について、地域活性化に向けた対策と連携を図りつつ推進する。また、県域をまたがる広域地域において、総合的防除体系の確立に向けた取組を推進する。

(イ) 被害地域と被害の発生していない周辺地域等との連携を通じた被害防止体制の構築や市町村、農業関係団体等を核とした有害獣捕獲のための体制整備、捕獲獣の地域資源としての利用を推進する。また、鳥獣の生息環境に配慮した森林の整備・保全を推進する。

(ウ) 技術指導者の育成を推進する観点から、普及指導員等を対象とする研修を実施するとともに、鳥類等を対象とした被害防止マニュアルを作成する。

(エ) 犬を活用したサルの追い上げ技術等の開発成果を取りまとめるとともに、アライグマ等外来生物の行動特性に基づく被害防止技術等の開発を推進する。

(オ) 各地域の鳥獣害対策の取組を支援する観点から、地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営を図るとともに、鳥獣害対策のアドバイザーとなる専門家を登録・紹介する取組を推進する。

3 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進

(1) 都市と農村の交流の促進

(ア) 「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」での検討を踏まえ、関係府省が一体となって施策を推進するとともに、共生・対流を推進する民間主体の組織である「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援、優良事例の表彰等を通じて、都市と農山漁村の多様な主体と協調・連携した国民的な運動を推進する。

(イ) グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）の提案・普及を図るため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定、都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流への支援、都道府県の区域を越えた

広域的な連携の取組を実現するために必要な施設の整備、地域資源を活用した交流拠点の整備等を総合的に推進する。

- (ウ) 都市住民等の休養・娯楽活動の場としてのニーズの高まりにこたえ、市民農園の整備等を推進する。
- (エ) 訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力増進のため、地域に根付く産業等を活かした観光サービスの起業等や外客満足度向上の取組への集中的な支援、観光地域づくりを担う人材を地域へ橋渡しする観光地域プロデューサーの育成など観光ルネサンス事業を拡充し、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援する。
- (オ) 「都市地方連携推進事業」により先導的な都市と地方の農山漁村の連携を推進する。
- (カ) 半島地域の海・山・里の多様な資源を生かした暮らし・産業の創出に向け、地域住民、NPO、民間事業者等の半島地域の各主体による自主的な取組を促進する。
- (キ) 都市と農山漁村等異なる地域との多様な交流にかかわる体験活動を実施する「地域間交流推進校」の指定等、他校のモデルとなる体験活動に取り組む「豊かな体験活動推進事業」を実施する。
- (ク) 地域の関係機関・団体等の協働により、農林水産業体験をはじめとする多様な体験活動を推進する。また、都市と農山漁村等の青少年が相互に行き交い農林水産業体験等を通して交流する体験活動等を推進する。
- (ケ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進する。
- (コ) 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）及びその周辺地域について一体的・計画的な整備を推進する。
- (サ) 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を推進する。
- (シ) 観光資源等へつながる道路、拠点となる地域振興施設、医療・福祉施設の整備等を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進する。
- (ス) ダムを活かした水源地域の自立的、継続的な活性化のために、水源地域の自治体・住民等とダム事業者・管理者との共同による「水源地域ビジョン」の策定を推進する。
- (セ) 河川における自然体験活動や交流活動を活性化させるため、地域の市民団体等と連携しつつ、「子どもの水辺」再発見プロジェクトや「水辺の楽校プロジェクト」の推進、「水辺プラザ」やカヌーポート等の身近な水辺環境の整備に取り組む。
- (ソ) 地域整備と一体となった河川改修を行い、市町村の個性を活かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」等により良好な水辺空間を創出する。
- (タ) 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するため、文化庁と国土交通省が連携して、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づき、周辺整備等を推進する。

（２）都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業の有する新鮮で安全な農産物の供給、都市住民が農業にふれあう機会の提供等の役割を踏まえ、地域住民、NPO、農家組織、地方公共団体等の多様な主体の参画により、

体験農園の全国的な普及を行うとともに、都市農業振興ビジョン等に基づく市民農園の整備、都市農業の多面的機能を維持するための施設改修及び防災施設等の整備を推進する。

（３）多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生

- （ア）地域住民、ＮＰＯ、企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進・支援する。
- （イ）都市住民に定住に関する情報を総合的に提供する体制の整備や定住後のサポート体制の構築など、都市から農村への定住等の促進に向けた地域の取組を支援する。
- （ウ）複数集落による集落機能の相互補完等、集落機能の再編により自立した新たなコミュニティを創出する取組を支援し、コミュニティの将来像のモデル作りを行う。

４ 快適で安全な農村の暮らしの実現

（１）生活環境の整備

ア 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

- （ア）地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進する。
- （イ）農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備については、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って推進する。
具体的には、農業の持続的な発展を図るとともに、地域の創造力を活かした個性的で魅力あるむらづくり等を推進するため、関係府省が連携しつつ、農業生産基盤の整備とあわせて、生活環境の総合的な整備を推進する。
- （ウ）農山漁村における定住や二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進する。

イ 交通

- （ア）交通事故の防止を図り、あわせて道路交通の円滑化を確保するため、信号機、道路標識・道路標示、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、駐車場等の交通安全施設等の整備を推進する。
- （イ）地域の生活の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流に必要な道路、日常生活の中心となる都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路、市町村の合併に伴う新市町村内の拠点等を連絡する道路の整備を推進する。
- （ウ）運行にかかる欠損補助や車両の購入費補助等による地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車庫等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施する。
- （エ）高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の段差・勾配の改善等により、歩行空間のバリアフリー化を推進する。
- （オ）地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のため、島嶼部等における港湾整備を推進する。

ウ 衛生

- （ア）下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、市町村の意見を反映したうえで、都

道府県が策定する「都道府県構想」に基づき、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進する。

- (イ) 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と下水道の接続による連携や、農林水産省と環境省・総務省が連携し、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を行う。
- (ウ) 効率的な污水处理施設整備を図るため、下水道や農業集落排水施設等、複数の污水处理施設が共同で利用できる施設を下水道事業により整備する污水处理施設共同整備事業（MICS）を実施する。
- (エ) 下水道については、複数の市町村による広域的な下水道施設の共同化・共通化を進める。また、河川・湖沼等の水質を改善し、快適な水環境を整備する。
- (オ) 循環型社会形成推進交付金制度に基づき、浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理し生活環境の保全を図る浄化槽市町村整備推進事業等を推進し、農村における污水处理施設の整備を図る。

エ 情報通信

- (ア) 都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に向け、農村地域において、効率的な農業経営、農村の活性化及び市町村合併後の新たなむらづくりを支援するため、関係府省が連携した情報通信基盤の整備を行う。
- (イ) 地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則のもと、高度な情報通信基盤の整備を推進するとともに、デジタル・ディバイド（情報格差）の解消を図るため、情報通信ネットワークの基盤となる施設等や地域の特性に応じた情報通信基盤を整備する。
- (ウ) 公共施設管理の高度化を図るため、道路・河川・港湾・下水道の施設管理用光ファイバ及びその収容空間等を整備するとともに、民間事業者等の情報通信インフラ整備の円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で順次開放する。
- (エ) 道の駅、携帯端末、インターネット等による道路交通情報の提供等地域の特性やニーズにあわせた地域段階のITS（高度道路交通システム）を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図る。

オ 住宅・宅地

- (ア) 地域の住文化を活かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給のための計画に基づいた、個性ある豊かな居住環境の整備を推進する。
- (イ) 豊かでゆとりある居住を実現するため、優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進する。
- (ウ) 地域における定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進する。

カ 文化

文化財保護法に基づき、農村等において用いられる農具や衣服等のうち、特に重要なものを重要有形民俗文化財に、風俗慣習・民俗芸能及び民俗技術のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業に対する補助を行う。また、上記農具や衣服等のうち、重要有形民俗文化財以外の民俗文化財で典型的なものを登録有形民俗文化財に登録する。

さらに、農村に残されている棚田や里山等の文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として、歴史的な集落等の町並みのうち、特に重要なものを重要伝統的建造物群保

存地区として選定するとともに、修理や防災などの保存・活用に対する支援を行う。

キ 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり農山漁村の生活環境の改善を図る公園の整備を推進する。

（２）医療・福祉等のサービスの充実

ア 医療

都道府県ごとに策定した第10次へき地保健医療計画（平成18～22年度）に基づき、農村を含めたへき地における医療の確保を推進する。

イ 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、介護・福祉サービスについて、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至る必要なサービス基盤を整備するため、地方公共団体の創意工夫を活かした地域介護・福祉空間整備等交付金制度により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施する。

（３）安全な生活の確保

（ア）近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況にかんがみ、山腹崩壊、土石流等の山地災害等を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、保安林整備、防災林造成等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。

（イ）被災後の通常生活への復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が頻発している地域において、おおむね５年間で被害の解消を図るべく床上浸水対策を実施する。

（ウ）局地的な水需要への対応、渇水時の取水の安定性確保、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進する。

（エ）土砂災害から人命を守るため、避難地・避難路、地域の防災拠点を保全する施設の整備や、警戒避難体制の整備を実施し、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策を推進する。

（オ）土砂災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、再度災害を防止するための対策を強力に推進し、被災地域における土砂災害の再発を防止するとともに、病院・老人ホーム等の災害時要救護者関連施設にかかる土砂災害危険箇所等において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施する。

（カ）将来起こりうる大規模地震等に起因する土砂災害の被害を軽減するため、地震対策の強化区域内等において土砂災害対策を重点的に実施する。

（キ）土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止法に基づく土地利用規制や、土砂災害警戒情報の提供等のソフト対策を強化する。

（ク）農地災害等を防止するため、ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農用地土壤汚染対策等のハード整備に加え、防災情報を行政機関や施設管理者等が共有するシステムの構築や技術者のボランティアによる指導体制強化等のソフト対策を実施し、地域住民の安全な生活の確保を図る。

（ケ）特殊土壌地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土壌地帯において、治山、治水、農地改良等の関係事業を計画的に実施する。

（コ）水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、避難経路や災害時の心得等を具体的に示

した洪水ハザードマップの作成・普及を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

- (サ) ハード・ソフト両面から水害等に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設や監視カメラ等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を進める。また、インターネットや携帯電話、テレビを活用し、即時の雨量、河川水位、河川の流況等の映像等の防災上有用な情報を広く国民に提供する。
- (シ) 安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、法面对策や橋脚耐震補強等の防災・震災対策、地域の孤立を防ぐ生命線となるバイパス等の整備を推進する。
- (ス) 冬期の安全で安心な生活を支え、地域間の交流・連携を強化するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進する。

V 国際交渉への取組

1 WTO交渉における取組

2000年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、柔軟性があり、食料輸入国と輸出国に対する規律の間でバランスのとれた貿易ルールの確立を目指しているところである。

2006年1月以降、モダリティを確立すべく集中的な議論が行われたが、依然、各国の意見の隔たりが縮まらず、非公式貿易交渉委員会において、WTO事務局長の判断により、交渉が一時中断されることとなった。

2006年9月に入ってから、各国が交渉再開に向けた動きを示し、11月には、ラミーWTO事務局長が各交渉議長に対し、協議を進めるよう促し、農業交渉については、ファルコナー議長のもと、集中的な議論を行うこととなった。このようななか、2007年1月にスイスのダボスにおいて非公式閣僚会合が開催され、我が国から交渉の公式の再開を主張したところ、多くの加盟国から本格交渉の再開を支持する発言がなされ、今後技術的議論を開始すべきことが参加各国の間で確認された。

我が国としては、関係国等に働きかけながら、我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう、戦略的かつ前向きに対応していく。

2 EPA／FTAへの取組

EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）については、WTOを中心とした多角的な自由貿易体制を補完するものとして、「日本経済の進路と戦略」に則し、政府全体として推進してきたところであり、農林水産分野においても、万全の交渉が行われることが必要である。

各国との交渉に当たっては、国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」との方針のもと、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、戦略的に交渉に臨む。

アジア諸国とのEPA／FTAについては、我が国食料輸入の安定化・多元化や食の安全・安心の確保、ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、アジアの農山漁村地域の貧困解消を図るなど、積極的に取り組む。

既に大筋合意に達しているタイ、インドネシア、ブルネイとの間では、早期の発効に向け、協定案文の確定作業を行うとともに、アセアン全体、韓国、GCC（バーレーン、クウェート等）、さらに2007年1月に交渉が開始されたベトナム、インドとの間では、農林水産分野の交渉に積極的に取り組む。また、特に、2007年4月からの交渉開始が合意された豪州との間では、豪州から輸入されている農林水産物の多くが我が国にとって重要な品目であることから、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針のもと、政府一体となって粘り強く交渉に取り組む。

VI 団体の再編整備に関する施策

（１）農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向け、以下の改革等を推進する。

- ① 地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築
 - ② 農林中央金庫の定める「系統信用事業の再編と強化にかかる基本方針」（自主ルール）に基づく農協金融システムの構築
 - ③ 農業協同組合中央会による監査体制の充実、農協の経営情報の一層の開示
- 特に、農協系統の改革への取組については、業務改善命令に基づき、全国農業協同組合連合会が作成した「改善計画」の進捗状況についての定期的な把握及び指導等を行うなど、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を促進する。
- また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施する。

（２）農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会の業務を効率的かつ効果的に実施し、地域の農業者に対するサービスを向上させるため、市町村段階及び都道府県段階における農業関係団体との連携強化を支援する事業を実施する。

（３）農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、組合等の広域合併を着実に推進する。

（４）土地改良区の再編整備に関する施策

零細・小規模で財政基盤がぜい弱な土地改良区が多数存在していることから、水利系統単位または市町村合併を踏まえた市町村単位での土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図ることを目標に、広域的な統合整備構想の策定及び合併等に対する助成措置を実施する。

（５）団体間の連携の促進

支援を受ける担い手にとっての利便性向上と支援機関の密接な連携や効率的運営を図る観点から、全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等により構成される「担い手育成総合支援協議会」を設置し、担い手向けの支援を一元的に実施するためのワンストップ窓口の開設や共同事務局化等を推進する。

Ⅶ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策の推進を図る。

2 施策の工程管理と評価

（１）施策の工程管理

施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、その進捗管理を適切に行う。

また、政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善を図る。

（２）政策評価

平成18年３月に新たに策定した「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価と予算との連携強化を図り、政策評価を積極的に推進する。

ア 実績評価

19年度に実施する18年度政策の評価については、予算との連携強化を図りつつ、効果的かつ効率的に実施する。また、個々の事業を評価する政策手段別評価については、実績評価を補完するものとして実施する。

イ 総合評価

基幹的な計画・制度の見直し等の検討や分野を越える横断的な課題の分析・検証に総合評価を一層活用することとし、積極的な評価を実施する。

ウ 事業評価

農林水産関係の公共事業及び研究開発については、評価手法の改善等に努めつつ、評価を実施する。また、評価に用いたデータ等情報の公開及び学識経験を有する者の知見の活用について一層の充実を図る。

エ 規制の事前評価

規制の事前評価については、より定量的な分析が可能となるよう、評価実績を積み重ねつつ実施する。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、①既往の事務・事業についての再点検の実施、②論点となり得る政策分野における国の政策介入の基準の作

成、③共通項をもつ複数の事業について政策目的のもとに体系的に整理し、集中的に事業を実施することなどを通じ、財政措置を効率的に運用する。また、国と地方の役割分担の見直し、新たな政策手法の導入などの予算改革を実施する。

4 的確な情報提供を通じた透明性の確保

「食料・農業・農村基本計画」等に基づき、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開、国民に政策情報をわかりやすく伝え、関心・意見等を施策等に反映させる情報の受発信を推進する。

また、幅広い国民の参画を得て施策を推進する観点から、施策に関する国民との意見交換を密に行うとともに、審議会や研究会への国民の参画を推進する。

5 効果的・効率的な施策の推進体制

（１）効果的・効率的な施策の推進

既存の施策の見直しや新たな施策の導入に際しては、その考え方や具体的内容が生産現場に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底を図る。

また、地方公共団体・農業団体をはじめ地域の関係者が一体となり、女性の積極的な参画も得て、新たな施策が農業・農村の現場の最前線まで浸透し、具体的取組として展開されるよう、人材の育成や組織づくりを促進する。

さらに、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行う。

（２）農林水産分野の情報化と電子行政の実現

ＩＴ新改革戦略や「食料・農業・農村基本計画」等に基づき、農林水産分野におけるＩＴ利活用の促進を図るため、ユビキタス・コンピューティング技術や地理情報システムの活用、農山漁村地域における情報通信基盤の整備等を一体的に推進する。

また、利用者本位の行政サービスの提供による国民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図るため、オンライン利用促進に向けた環境整備、業務・システムの最適化等を推進する。

（３）政策ニーズに対応した統計調査の実施と利用の推進

農政改革の推進に対応し、基幹となる統計調査の確実な実施に加え、「攻め」の農政をサポートする統計調査を重点的に実施するとともに、アウトソーシングの円滑な推進により統計調査を効率的に実施する。

（ア）経営所得安定対策等に必要な生産コスト等を把握する経営調査や、品目横断的経営安定対策を支援するための集落営農の組織数等を把握する調査、米の集荷円滑化対策の発動の判断等に必要な水稻の作況調査等、基幹となる統計調査を確実に実施する。

（イ）アウトソーシングに対応して、統計調査員を確保し、あわせて調査能力を向上させる

対策や、経営管理ソフトを活用した郵送調査化を促進する対策を実施する。また、アウトソーシングした調査の誤差を検証し、調査精度の低下を防止する対策を実施する。

(ウ)「東アジア食品産業活性化戦略」の実現に資するため、食品産業の東アジアをはじめとする海外への進出状況、輸入も含めた食品の流通構造等を把握する。また、次期「食料・農業・農村基本計画」の見直しを見据えた基礎的な数値を整備する調査を実施する。

(エ) 国民に分かりやすい農林水産統計の公表や、ＩＴを活用したデータ提供の充実など、広報の強化による利活用の向上を図る。